

官報

號外

昭和二年三月十六日 水曜日

内閣印刷局

○帝國議會衆議院議事速記錄第二十六號

茂君外四名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十一 橫濱市ニ關スル法律案(平

沼亮三君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十二 大阪市ニ關スル法律案(武

原巳一郎君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十三 神戶市ニ關スル法律案(折

加藤鏡五郎君外一名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十四 名古屋市ニ關スル法律案(折

横山勝太郎君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十五 大正十二年法律第五十二號

中改正法律案(司法官試補及辯護士

ノ資格ニ關スル件)(横山勝太郎君外

八名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十六 家祿賞典祿給與未濟ニ關ス

ル法律案(松原五郎君外八名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(書記官朗讀)

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

(第一號)昭和二年歲出總豫算追加

案(特第一號)昭和二年歲出總豫算追加

案(第二號)昭和二年歲出總豫算追加

(特第一號)昭和二年歲出總豫算追加

案(追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ

契約ヲ爲ヌヲ要スル件)

(以上三月十二日提出)

第二十八 未成年者飲酒禁止法中改正

法律案(竹原樸一君外十一名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

有珠岳洞爺湖登別温泉羊蹄山定山溪支笏

湖ヲ抱擁スル國立公園設定ニ關スル建議

案

昭和二年三月十五日(火曜日)午後一時二十

七分開議

議事日程 第二十五號

昭和二年三月十五日

午後一時開議

質問

一 米國ニ於ケル排日行爲ニ關スル質問

(加藤十四郎君提出)

二 地方自治ノ政黨政治化ニ關スル質問

(三浦數平君提出)

三 司法部ノ機密ニ關スル質問 (加藤鯤

一君提出)

四 鐵道電化ニ關スル質問 (河崎助太郎

君外一名提出)

五 滋賀縣農會、農業倉庫並信用組合

等ニ於ケル背任横領事件簇出ニ付善後

策ニ關スル質問 (平井光三郎君外一名

提出)

六 國產獎勵ニ關スル質問 (宮島幹之助

君提出)

七 下關漁港修築ニ關スル質問 (秋田寅

之介君提出)

八 電氣事業ニ關スル質問 (原惣兵衛君

提出)

九 馬政ニ關スル質問 (八田宗吉君提

出)

十 國際體育競技補助金ニ關スル質問

(平沼亮三君提出)

十一 帝都復興計畫ニ關スル質問 (横山

勝太郎君提出)

十二 國定教科書翻刻ニ關スル質問 (加

藤知正君提出)

十三 飛行事業並補助船ニ關スル質問

(長岡外史君提出)

第十一 商法中改正法律案 (三浦數平

君提出)

第十二 因給法中改正法律案 (長峰與

一君外三名提出)

第十三 因給法中改正法律案 (松實喜

代太君外三名提出)

第十四 恩給法中改正法律案 (一柳仲

次郎君外六名提出)

第十五 恩給法中改正法律案 (山林儀

重君外八名提出)

第十六 治安警察法中改正法律案 (山

林儀重君外四名提出)

第十七 大正十四年法律第四十七號衆

議院議員選舉法中改正法律案 (坂東

幸太郎君外三名提出)

第十八 架空系道ノ抵當ニ關スル法律

案(清瀬一郎君提出)

第十九 被害水田改良事業助成法案

(星廉平君外二名提出)

第二十 金鶴勳章年金ニ關スル法律案

(古川清君外二名提出)

第二十一 北海道御料拂下地免租年期

(二關スル法律案(東武君外二名提出)

第二十二 借地法中改正法律案 (作間

耕述君外二名提出)

第二十三 大正十五年法律第七十四號

中改正法律案(市制中改正ノ件) (坂

東幸太郎君外五名提出)

第二十四 大正十五年法律第七十五號

中改正法律案(町村制中改正ノ件)

(坂東幸太郎君外五名提出)

第二十五 大正十五年法律第七十六號

中改正法律案(北海道會法中改正ノ

件) (坂東幸太郎君外五名提出)

第二十六 家祿賞典祿給與未濟ニ關ス

ル法律案(福田五郎君外八名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十七 「ローマ」字ヲ小學校教科目

中ニ加ブルコトニ關スル法律案(松

本君平君提出)

第二十八 未成年者飲酒禁止法中改正

法律案(竹原樸一君外十一名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十九 造林成法案 (川崎安之助

君外十一名提出)

第三十 京都市ニ關スル法律案(森田

君外十一名提出)

官報號外

昭和二年三月十六日(明治三十五年第三種郵便物認可)

衆議院議事速記録第二十六號

議長ノ報告

茂君外四名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

六二一

アリヤ
鐵道ノ電化ハ既ニ歐米ノ鐵道ニ普及シ
テ我カ國ノミ取残サレ居ルモノニ非ス
世界各國中其ノ國鐵道ノ幹線ヲ電化シ
居ルハ只僅ニ米國ノ「シカゴ、ミルウォ
ーキー」鐵道ノ四百餘哩ニ過キス加之
同鐵道會社ハ曩ニ破產シテ昨今整理清
算中ニ屬ヌ而シテ歐米諸國ニ於ケル鐵
道ノ電化力單ニ支線又ハ涵養線ニ限ラ
レルハ畢竟スルニ歐米大陸ニ於テハ主
トシテ國防上ニ見地ヨリ米國ニ於テハ
主トシテ經費ノ點ヨリ電化ヲ否認スル
結果ナルカ如シ若獨佛ノ諸國カ其ノ鐵
道幹線ヲ電化シ居リタラムニハ彼ノ世
界大戰ハ半歲ナラサルニ勝敗カ決セラ
レタルヘントハ萬人ノ等シク首肯スル
所ナリ何トナレハ飛行機等ニ依リ攻撃
力發電所ニ集中スレハ其ノ破壞ハ甚タ
容易ナルニ反シテ其ノ修理ニ幾多ノ日
子ヲ要シ之カ爲軍隊ノ輸送ハ全ク杜絕
シ作戰上大ナル支障ヲ生スヘカリシカ
故ナリ

電化鐵道ノ缺點ハ一ハ送電線カ長距離
間縱橫ニ架設セラレ且深山大澤ノ間ヲ
通過シ居ルカ故ニ故障頻繁ニ起ルノミ
ナラス監視護上非常ニ不便ニシテ微
微タル故障モ全線ノ運轉ヲ遮斷スル點
ニアリテ有事ノ際ニ於ケル不安實ニ寒
心ニ堪ヘサルモノアリ

若斯ル場合ニ蒸氣機關車ヲ代用セムト
カルモ咄嗟ノ場合養成ニ少クモ三箇年
ヲ要スル多數ノ運轉手ヲ集メルコトハ
困難ニシテ到底實行不可能ナリ

斯ル不利不安アルヲ以テ機械應用ノ先
進國タル歐洲各國殊ニ獨逸ニ於テハ電
氣業者及電氣機械業者カ盛ニ鐵道ノ電
化ヲ高唱シタルニ拘ラス陸軍參謀本部
ハ國防上ノ見地ヨリ斷乎トシテ之ニ應
セサリシ爲幹線鐵道ノ電化ヲ見ルニ至
ラスシテ聯合國ヲ相手トシテ大戰五年
ノ久シキニ堪ヘ得タリシナリ

米國ハ歐洲諸國ト異リ國防ハ主トシテ
海上ニ在ルヲ以テ軍事上ヨリ鐵道ノ電

化ノ隣接スルニ及ハサルモ鉄費ノ上ニ
於テ電氣機關車ハ蒸氣機關車ノ約二倍
ヲ要スルノミナラス發電所送電線等ノ
設備費ニ多額ヲ要シ且危險率大ナルヲ
以テ利害相償ハサルモノトシテ幹線電
化力實現セラレサルモノナリ
右ノ如ク鐵道ノ電化ハ國防上ニ於テモ設
備費經費等經濟關係ニ於テモ將又危險
率ニ於テモ蒸氣鐵道ニ比シ不利不得策
ナルコト明白ナルニ拘ラス我カ國鐵道當
局者ハ鐵道電化ノ利益トシテ僅ニ輸送
力カ蒸氣鐵道ニ比シ若干優レルコトト
煤煙ナク旅客ニ快感ヲ與フルコトヲ學
ケ且我カ國石炭含有量少ク水力電氣力
豊富ナルヲ口實トスルモ炭層ノ壽命ハ
豫測ヲ裏切リ水力電氣ノ代價亦低廉ヲ
豫期シ難キ實情ニアルヲ顧慮セサルハ
甚ダ了解シ難キ所ナリ政府ハ國防上並
經濟上如何ナル根據ニ依リ我カ國鐵道
幹線ノ電化ヲ計畫シ且實行シツアリ
ヤ明確ナル答辯ヲ求ム

一 國有鐵道ノ電化、動力ノ經濟的使用、輸送力ノ增加其他鐵道經營上ノ得失、旅客並從業員ノ待遇等ヲ考慮シ其ノ計畫ヲ決定スルモノニシテ現在ニ於テハ都市附近、勾配區間及隧道多キ區間ノ電化ヲ實行シツツアルモノナリ

右及質問候也
點ニ付如何ナル處置ヲ執ラルヤ
質問ニ對シ別紙答辯書差進候
〔別紙〕
衆議院議員平井光三郎君外一名提出滋
賀縣縣農會、農業倉庫並信用組合等ニ
於ケル背任横領事件簇出ニ付善後策ニ
關スル質問ニ對スル答辯書
一 農會、產業組合及農業倉庫事業ニ關
シテハ農林大臣及地方長官ニ於テ夫々
監督シツ、アルモノ本件ノ如キ事件ヲ未
然ニ防止スルヲ得ザリシハ甚ダ遺憾ト
スル所ナリ仍テ將來ハ一層監督ノ方法
ヲ嚴重ニシ督勵ノ機關ヲ充實シ以テ指
導監督上遺憾ナキヲ期セムトス
滋賀縣下ノ產業組合中ニハ本事件ニ關
聯シ組合長カ販賣代金横領ノ疑アリト
シテ且下大津地方裁判所檢事局ニ於テ
取調中ノモノ一件、地方農林主事監督
ニ際シ會々不正事件ヲ發見シ目下其ノ
善後處置ヲ講シツ、アルモノ一組合ア
ルモ之等ノ事實ニ因リ縣下ノ財界カ攬
亂セラレ各銀行カ取付ニ逢ヒタルカ如
キ事實ハ之ヲ認メス
二 本件ハ縣農會使用人ノ不正行為ニ係
ル刑罪ヲ糾トシテ目下取調中ナルヲ以
テ其ノ結果犯罪ノ内容、損害ノ程度等
事情判明スルヲ俟チテ善後處置ヲ講ス
ヘク今迄ニ縣農會ニ解散ヲ命スヘキニ
責任負擔ノ如何ハ各方面ニ重大ノ影響
アラスド認ム

價格裁定ノ訂正ヲ求ムル途如何
九 前記買收價格算出ノ基準ヲ法律ヲ以テ規定スルノ意旨ナキヤ
右及質問候也

昭和二年三月十五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員原忠兵衛君提出電氣事業ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

監第十一七八號

衆議院議員原忠兵衛君提出電氣事業ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

〔別紙〕

監第一事業ノ初期ニ於テ買收ニ關スル命令條件ナカリシ理由ハ當時未タ電氣事業ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

第一事業ノ初期ニ於テ買收ニ關スル命令條件ナカリシ理由ハ當時未タ電氣事業ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

スルヲ以テ近ク電氣事業調査會ヲ組織シテ衆智ヲ集メ學理及實際ニ徴シ嚮往スル處ヲ明カニシ其ノ歸結ニ基キ適當ノ方策ヲ樹ツル意向ナリ
トヲ前提トスルモノトス
第四 第五、第六、買收價格ハ評價委員ノ意見ヲ参考トシ各ノ電氣事業ノ状況並當時ニ於ケル經濟事情其ノ他各般事情ヲ參照シ慎重精查ノ上之ヲ裁定スルモノトス
第七 其ノ必要アリト認メタルトキハ之ヲ示スコトアルヘシ
第八 行政處分ノ一般ニ依リ其ノ場合ニ就キテ考慮シ適當ニ處理スヘシ
第九 第二ニ述ヘタル處ト同様ノ意味ニ依リ電氣事業調査會ノ調査ニ俟テ適當ノ方策ヲ定ムル意向ナリ

右及答辯候也

昭和二年三月十五日

遞信大臣 安達 謙藏

馬政ニ關スル質問主意書

右及答辯候也

昭和二年三月二日

提出者 八田 宗吉

馬政ニ關スル質問主意書

右及答辯候也

農馬ヨリスレ必スシモ軍馬ノ要求スル體格及能力ト一致セサル如シ農林大臣ハ軍部ノ要求ヲ充タシ且農家ノ満足セシムル馬匹改良方針ニ付如何ニ此ノ間ニ處セムトスルヤ具體的ノ答辯ヲ望ム
一馬政ニ關スル件
馬政局ノ陸軍省ノ手ヲ離レ農林省ノ課ニ移管セシ以來種馬牧場及種馬所ヲ廢減シタルカ轉遊ニ至リ全國總馬數並生産數ハ漸次遞減ノ傾向アリ又馬疫ハ益蔓延セムトス陸軍大臣ハ今日ノ馬政ニ對シ滿足ヲ表スルモノナルヤ若今日ハ將來如何ニ國防ノ要求ニ適フ馬政ヲ布カムコトヲ望ムヤ且陸軍省ト農林省ト平時馬政ニ付如何ナル聯絡ヲ保チ又ハ了解ヲ遂ケツツアルヤ之カ聯絡ヲ將來密接ニスル意旨ナキヤ

右及答辯候也

昭和二年三月十五日

遞信大臣 若槻禮次郎

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

牲馬検査員心得及特選牲馬取扱規程ヲ制定シテ改良上ノ標準ヲ示シ以テ馬ノ體型ノ整理ヲ行ヒ專ラ地方ニ適應スル種類固定ノ基礎ヲ確立スルニ努メツツアリ故ニ現行馬匹改良方針ノ遂行上ニ於テハ軍事及產業兩者ノ要求ニ不適合ヲ來スカ如キ處ナカルヘシト信スルモノトス
此點ニ付テハ今後尙一層努力スル所アラムトス
一馬政ニ關スル件
馬政局ノ陸軍省ノ手ヲ離レ農林省ノ課ニ移管セシ以來種馬牧場及種馬所ヲ廢減シタルカ轉遊ニ至リ全國總馬數並生産數ハ漸次遞減ノ傾向アリ又馬疫ハ益蔓延セムトス陸軍大臣ハ今日ノ馬政ヲ布カムコトヲ望ムヤ且陸軍省ト農林省ト平時馬政ニ付如何ナル聯絡ヲ保チ又ハ了解ヲ遂ケツツアルヤ之カ聯絡ヲ將來密接ニスル意旨ナキヤ

右及答辯候也

昭和二年三月十五日

遞信大臣 若槻禮次郎

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

右及答辯候也

昭和二年三月十五日

遞信大臣 若槻禮次郎

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

右及答辯候也

昭和二年三月十五日

遞信大臣 若槻禮次郎

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

右及答辯候也

昭和二年三月十五日

遞信大臣 若槻禮次郎

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

右及答辯候也

昭和二年三月十五日

遞信大臣 若槻禮次郎

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員八田宗吉君提出馬政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

部、是等ハ何レモ土地ノ關係ガ、外ノ區劃整理ノ地區トハ隔絶シテ居ルノデアリマシテ、從來街衢ノ關係モ比較的整ツテ居リマシテ、區劃整理ヲ廢シマシテモ、復興計畫ノ根幹ニ支障ヲ來スト云フ虞ハナイゾデアリマス」ト言明セリ之レ明ニ復興計畫ニ對スル從來ノ方針ヲ變更シタルモノニシテ之ヲ單ニ復興豫算ノ不足ニ歸セムトスルハ容易ニ首肯スル能ハサル所ナリ政府ハ其ノ眞相ヲ明ニセムトヲ望ムトハ如何

第三 又根幹ニ支障ヲ來ササル範圍トハ如何ナル場所ヲ意味スルヤ

第四 又所謂豫算ノ不足ヲ生シタルハ如何ナル理由ナリヤ

第五 他ノ不足分ハ如何ニシテ之ヲ補充セムトスルヤ更ニ一層區劃整理ノ一部ヲ廢止シ又ハ之ヲ延期スルノ必要ナキ

右及答問候也

昭和二年三月十五日

衆議院議員横山勝太郎君提出帝都復興計畫二關スル質問ニ對スル答辯書

第一 今回復興計畫ノ一部ヲ廢止セントスルハ既定ノ計畫ヲ其ノ儘遂行スルニ於テハ豫算ニ多大ノ不足ヲ來スヘキモノアルヲ認メタルニ依リ計畫ノ根幹ニ支障ヲ來ササル範圍ニ於テ既定計畫ノ一部ニ變更ヲ加ヘ以テ經費ノ節約ヲ圖リチ其ノ不足ヲ補ハントスルカ爲メニシテ其ノ他ニハ何等特別ノ事由ナシ

第二 街路、運河、土地區劃整理、公園等復興計畫ニ屬スル諸般ノ事業中ニハ獨々ノ計畫ニ付キテ見ルトキニ比較的緊切重要ナルモノアリ又比較的然ラサ

ルモノアリ復興計畫ノ根幹トハ即チ其の範圍トハ計畫其レ事體カ比較的緊切
ノ比較的緊切重要ナルモノヲ指稱シタルニ過ギス

第四 復興事業費豫算ニ不足ヲ生シタル
ノ復興ニ付キ豫算編成當時正確ナル豫
想ヲ下スコト能ハサリシ事情ニ基クモ
ナリ

第五 復興事業費豫算ノ不足ハ政府及横濱市長ニ於テ執行スル事業ニ付キテハ

本議會ニ提案セル豫算ノ追加ヲ以テ足
リ東京市長ニ於テ執行スル事業ニ付キ
テハ昭和二年度豫算ニ於ケル千六百万
圓ノ追加ノ外尙矣年度ニ於テ不足ヲ來

ス見込ナルモ之ニ對シテハ慎重調査ノ上後年度ニ於テ其ノ解決ニ付キ善處セ

ントスルモノナリ尙將來更ニ協調整理ノ一部ヲ廢止又ハ延期スルノ意思ナシ右及答辯候也

昭和二年三月十五日

國定教科書翻刻ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

日和年三月一日
提出者 加藤 知正
國定教科書翻刻ニ關スル質問主意書

明治四十二年十月文部省告示第二百五十四號ニ依レハ國定教科書ノ編纂ハ文部省自ラ之ヲ行フモ其ノ翻刻ハ東京書籍株式會社、日本書籍株式會社、大

二 大正十三年一月前記特許三會社ト文部省ト契約改綿期切迫セルヲ以テ東京、大阪等ノ此ノ特許三會社ヨリモ確實ニ一割以上ノ安價ヲ以テ國定教科書翻刻ノ任ニ當ルヘキニ依リ廣々之カ翻刻請負ノ途ヲ開放セラレタシト陳情セルモ遂ニ之ヲ許ササリシ理由如何

三 尚此ノ當時文部省ト前記特定三會社トノ契約期間三箇年ナリシモノヲ更ニ延長シテ六箇年トシ昭和五年三月迄トセラレタル理由果シテ如何

四 國定教科書ノ翻刻竝之力販賣ヲ一部ノ出版業者ニノミ委スヨリハ廣ク之ヲ開放シテ全國ノ基礎確實ニシテ設備ノ完全ナル印刷業者ノ團體ヲモ加フルトキハ啻ニ其ノ翻刻費力安價ニ仕上カルノミナラズ其ノ印刷製本等モ亦迅速ニ爲シ得ラルルヲ以テ學齡兒童ニ教科書缺乏ノ不便ヲ與フルコトナク其ノ國民ヲ利スルコト頗ル甚大ナルモノアリト信ス文部當局ノ所見如何

五 若文部當局ニシテ吾人ト其ノ所見ヲ同シウスルモノアラハ前記特定三會社トノ契約滿了ノ際文部省告示第二百五十四號ノ規定ヲ改メ全國ノ基礎確實ニシテ設備ヲ完全ナル印刷業者ノ團體又ハ出版業者ノ團體ヲモ新規ニ之ニ加フルノ意思ナキ力

ルモ遼ニ之ヲ許サリシ理由如何
三 尚此ノ當時文部省ト前記特定三會社
トノ契約期間三箇年ナリシモノヲ更ニ
延長シテ六箇年トシ昭和五年三月迄ト
セラレタル理由果シテ如何
四 國定教科書ノ翻刻並之カ販賣ヲ一部

ノ出版業者ニハミ委ノヨリハ廣ク之ヲ開放シテ全國ノ基礎確實ニシテ設備ノ完全ナル印刷業者ノ團體ヲモ加フルト

キハ雷ニ其ノ翻刻費カ安價ニ仕上カル
ソミナラズ其ノ印刷製本等モ亦迅速ニ

爲シ得ラルルヲ以テ學齡兒童ニ教科書
缺乏ノ不便ヲ與フルコトナク其ノ國民

ヨリスルコト頗ル甚大ナルモノアリト
信ス文部當局ノ所見如何

五、若文部當局ニヨリ吾ノ其ノ所見云
同シウスルモノアラハ前記特定三會社
トノ契約滿了ノ祭文部省告布第二百五

十四號ノ規定ヲ改メ全國ノ基礎確實ニ
シテ設備ノ完全ナル印刷業者ノ團體又

八出版業者ノ團體ヲモ新規ニ之ニ加フルノ意思ナキ力

右及質問候也

昭和二年三月十五日
内閣總理大臣 若槻禮次郎
衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員加藤知正君提出國定教科書翻刻ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

別紙
衆議院議員加藤知正君提出國定教科書
翻刻ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 明治四十二年文部省告示第二百五十四號ハ文部省ト現在特許會社ト間ニ
締結セラレタル契約ノ約款タルニ上リ
國定教科書ノ翻刻發行ニ關スル恆久的
一般原則ヲ規定セルモノニアラス

二 大正十三年四月現在ノ特許會社ト契
約ヲ締結シタルハ出願人中現在ノ會社
ニ特許スルヲ以テ國定教科書ノ完全ナ
ル供給ヲ爲スニ付キ最モ確實ナリト認
メタルニ因ル

三 特許會社トノ契約期間ハ六箇年ヲ以
テ一期トスルヲ常例トス而シテ大正十
年契約締結ノ際ニ限り特ニ三箇年ト爲
シタルハ翻刻發行制度調査上ノ必要ニ
因リタルモノナリ隨テ大正十三年契約
締結ノ際ニ於テ殊更二期間ヲ延長シタ
ルモノニアラス

四 現在ニ於ケル國定教科書ノ供給狀況
ハ大體ニ於テ完全ナリト認ム而シテ翻
刻發行ヲ廣ク開放スルハ事業ノ性質上
必スシモ供給ノ完全、價格ノ低廉ヲ期
スル所ニニアラス

五 現在ノ特許會社トノ契約満了スル場
合ニ於テハ更ニ慎重ニ調查考究ノ上適
當ナル措置ヲ取ルヘシ

昭和二年三月十五日

左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

御料地拂下地ノ地租及登録稅免除ニ關ス
ル法律案(政府提出)

國際整理基金特別會計法中改正法律案
(政府提出)

土地賃貸價格調査委員會法案(政府提出)
(左ノ報生六朗讀ヲ 経サルモ 參照人爲
玄ニ易哉ノ)

玄ニ指揮ノ
一去十二日辭任シタル常任委員左ノ如シ
第三部豫算委員

第三回 諸算委員 會元 要一君
去十二日委員長及理事互選ノ結果左ノ如

大正十二年法律第五十二號中改正法律案
〔司法官試補及辯護士資格ニ關スル件〕
(横山勝太郎君外八名提出)委員
委員長 神原 經武君

理事 手代木隆吉君 永井 作次君
内ヶ崎作三郎君 山下 谷次君
三浦 敦平君 三善 清之君
理事 蟻川五郎作君 難波 清人君
官保 成晴君 藤川 清助君
能代港ニ臨港線敷設ニ關スル建議案(信太
儀右衛門君外三名提出)外三十一件委員
委員長 兼田 秀雄君 南隅鐵道速成ニ關スル建議案(津崎尚武
君外二名提出)外三十六件委員
委員長 小屋 光雄君 井上 利八君
栗延敬太郎君 鳴居 哲君
逆瀬川仁次郎君 谷口宇右衛門君
御料地拂下地ノ地租及登録税免除ニ關ス
ル法律案(政府提出)委員
理事 神崎 動君 (理事安保庸三
君今十二日辭任ニ付其補
闕)

一去十二日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ
如シ
王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内地
ノ家ヲ去リ王公家ニ入リタル者ノ戸籍等
ニ關スル法律案外一件委員
菅原 英伍君 西脇 晋君

土地収用法中改正法律案委員
高木 正年君 齋藤太兵衛君 竹内友治郎君
佐々木文一君 原 夫次郎君 横口 秀雄君
木檜三四郎君 青木知四郎君 西澤 定吉君
菅原 傳君 神村 吉郎君 杉 宣棟君

大正十三年度第一豫備金支出ノ件外十一
件(承諾ヲ求ムル件)委員
桶口 秀雄君 田中 万逸君
米原於菟男君 加藤 鯛一君
森 新治君 金田平兵衛君
小川郷 太郎君 庄司 良朗君
坂梨 岩切 重雄君 哲君
肇君 清瀬 一郎君

○議長(柏谷義三君) 只今出席ヲ求メテ居
(發言者多シ)

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス、只
今海原君ハ、大藏大臣ノ出席ヲ必要トセラ
ル、サウデアリマス、故ニ大藏大臣ノ出席ア
ルコトデアリマス、故ニ大藏大臣ノ出席ア
ルマデ保留シマス。

○議長(柏谷義三君) 只今出席ヲ求メテ居
(發言者多シ)

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス、只
今海原君ハ、大藏大臣ノ出席ヲ必要トセラ
ル、サウデアリマス、故ニ大藏大臣ノ出席ア
ルコトデアリマス、故ニ大藏大臣ノ出席ア
ルマデ保留シマス。

○議長(柏谷義三君) 只今出席ヲ求メテ居
(發言者多シ)

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス、只
今海原君ハ、大藏大臣ノ出席ヲ必要トセラ
ル、サウデアリマス、故ニ大藏大臣ノ出席ア
ル、サウデアリマス、而シテ大藏大臣ノ出席
マデ、之ヲ保留シタトイコトデアリマス。
マスカラ、次ノ通告者ノ議事進行ニ關スル
發言ヲ許シマス——大藏大臣ガ見エマシタ
カラ、海原君ノ發言ヲ許シマス。

○海原清平君 私ハ茲ニ議事進行ニ付テ、
政府殊ニ片岡大藏大臣ニ對シテ、吾々議員
ノ質問ニ對スル大藏大臣ノ答辯ノ責任ニ關
シテ齊藤隆夫君ヲ大正九年法律第五十三
號中改正法律案(關稅法等ノ朝鮮ニ於
ケル特例ニ關スル件)委員小池仁郎君辭
任ニ付其ノ補闕トシテ小島七郎君ヲ未成
年者飲酒禁止法中改正法律案委員加藤鐸
五郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ山谷德治
郎君ヲ水戸鐵道株式會社、越後鐵道株式
會社、陸奥鐵道株式會社、苫小牧輕便鐵
道株式會社及日高拓殖鐵道株式會社所屬
鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案外
一件委員工藤十三雄君辭任ニ付其ノ補闕
トシテ西澤定吉君ヲ孰レモ議長ニ於テ選
定セリ

○議長(柏谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマ
ス、詰問事項ガアリマス、第五部選出豫算委
員シテ居ル、即チ此手形法案ノ裏面ノ魂膽カ
何デアルカト云フコトハ、今日既ニ定評ガ
アル、片岡君ガ如何ニ言葉ヲ麗ハシク、國
家一般經濟界ノ安定ノ爲ニ緊急措ク能ハザ
ス、仍テ許可致シマス、其部ノ諸君ハ速ニ
補闕選舉ヲ行ヒ、御報告アランコトヲ望ミ
マス、議事ノ進行ニ關シテ發言ヲ求メラレ
テ居リマス、之ヲ許シマス、海原清平君
ハ、政府殊ニ大藏大臣ニ對スル答辯ニ關ス
ルコトモアルデアラウ、併シ此法律ヲ制定シ
テ之ヲ適用スルト云フノデアルカラ、此條
件ニ該當スルモノ、二三ガ共ニ其恩典ニ浴
スルコトモアルデアラウ、併シ此法律ノ主
タル目的ハ、取モ直サズ神戸ニ本店ヲ有ス
ル鈴木商店ノ利益ヲ保護スルモノデアル、
其證據ニハ此法律ガ一度衆議院ニ現ル、
ヤ、各議員ヨリ屢々質問ヲ致シ、内容ノ説
明ヲ要求致シテモ、大藏大臣ハ名ヲ財界擾
乱ノ虞ニ藉テ、努メテ其質問ヲ避ケテ答
辯ヲ回避致シタ、若シ諸君、此震災手形ノ
内容、震災手形ノ内容ト單ニ此手形ヲ所持
スル所ノ銀行ダケヲ表示ヲ致シテ手ヲ拱ク
ト云フコトニナレバ、或ハ片岡君ノ心配ス
ルヤウナ財界ノ一部ニ不安ヲ與ヘル懸念モ
ナイデモアリマスマイ、併シ此震災手形ノ
内容ヲ精査シ、之ヲ政府ノ力ニ依テ適當ニ
救援スルト云フノデアルカラ、若シ一度政
府ガ其内容ヲ發表シテ、國民ニ向テ其整理
ノ方針ヲ示スナラバ、今迄疑雲ニ包マレタ
財界ハ却テ安定ヲスル(ヒヤー)何ヲ苦シ
デ是ガ爲ニ財界ヲ攪亂スルカ、然ラバ昨日
ノ豫算總會ニ於テ、片岡君ハ我黨ノ吉植君
ノ質問ニ對シテ、一面ニ於テハ財界ノ攪亂
ヲ非常ニ恐レ、當然國務大臣トシテハ、說
明ヲ爲スベキ義務ノアル質問ニ對シテモ、
其答辯ヲ回避シタ、切ニ財界攪亂ノ虞ヲ懷
キナガラ、一面ニ於テハ彼自ラ財界ヲ攪亂
致シテ居ル(ヒヤー)即チ渡邊銀行ノ破綻
ト云フコトハ、昨日豫算總會ニ於テハ何人
ヨリモ質問シナシ、何人ヨリモ質問ヲ致サ
ナイ事項ニ付テ、却テ大藏大臣自ラ其破綻
ヲ言明シタ、而モ昨日ノ渡邊銀行ハ未だ破
綻ハ儲ケ措イテ、支拂停止ノ事實モナシ、
即チ同日渡邊六郎君ガ大藏省ニ田次官ヲ訪
問シテ、最近ノ渡邊銀行ノ内容ヲ具サニ説

形ノ關係モ含マレテ居ルト云フコトヲ言明
シテ居ル、即チ此手形法案ノ裏面ノ魂膽カ
何デアルカト云フコトハ、今日既ニ定評ガ
アル、片岡君ガ如何ニ言葉ヲ麗ハシク、國
家一般經濟界ノ安定ノ爲ニ緊急措ク能ハザ
ス、仍テ許可致シマス、其部ノ諸君ハ速ニ
補闕選舉ヲ行ヒ、御報告アランコトヲ望ミ
マス、議事ノ進行ニ關シテ發言ヲ求メラレ
テ居リマス、之ヲ許シマス、海原清平君
ハ、政府殊ニ大藏大臣ニ對スル答辯ニ關ス
ルコトモアルデアラウ、併シ此法律ノ主
タル目的ハ、取モ直サズ神戸ニ本店ヲ有ス
ル鈴木商店ノ利益ヲ保護スルモノデアル、
其證據ニハ此法律ガ一度衆議院ニ現ル、
ヤ、各議員ヨリ屢々質問ヲ致シ、内容ノ説
明ヲ要求致シテモ、大藏大臣ハ名ヲ財界擾
乱ノ虞ニ藉テ、努メテ其質問ヲ避ケテ答
辯ヲ回避致シタ、若シ諸君、此震災手形ノ
内容、震災手形ノ内容ト單ニ此手形ヲ所持
スル所ノ銀行ダケヲ表示ヲ致シテ手ヲ拱ク
ト云フコトニナレバ、或ハ片岡君ノ心配ス
ルヤウナ財界ノ一部ニ不安ヲ與ヘル懸念モ
ナイデモアリマスマイ、併シ此震災手形ノ
内容ヲ精査シ、之ヲ政府ノ力ニ依テ適當ニ
救援スルト云フノデアルカラ、若シ一度政
府ガ其内容ヲ發表シテ、國民ニ向テ其整理
ノ方針ヲ示スナラバ、今迄疑雲ニ包マレタ
財界ハ却テ安定ヲスル(ヒヤー)何ヲ苦シ
デ是ガ爲ニ財界ヲ攪亂スルカ、然ラバ昨日
ノ豫算總會ニ於テ、片岡君ハ我黨ノ吉植君
ノ質問ニ對シテ、一面ニ於テハ財界攪亂
ヲ非常ニ恐レ、當然國務大臣トシテハ、說
明ヲ爲スベキ義務ノアル質問ニ對シテモ、
其答辯ヲ回避シタ、切ニ財界攪亂ノ虞ヲ懷
キナガラ、一面ニ於テハ彼自ラ財界ヲ攪亂
致シテ居ル(ヒヤー)即チ渡邊銀行ノ破綻
ト云フコトハ、昨日豫算總會ニ於テハ何人
ヨリモ質問シナシ、何人ヨリモ質問ヲ致サ
ナイ事項ニ付テ、却テ大藏大臣自ラ其破綻
ヲ言明シタ、而モ昨日ノ渡邊銀行ハ未だ破
綻ハ儲ケ措イテ、支拂停止ノ事實モナシ、
即チ同日渡邊六郎君ガ大藏省ニ田次官ヲ訪
問シテ、最近ノ渡邊銀行ノ内容ヲ具サニ説

明ヲシテ、餘程危殆ニ瀕シテ居ルカラ、此際何トカ救濟ノ途ガアルマイカ、若シ救濟ノ途ガ付カナケレバ、或ハ斯様ナ結果ニ至ルデアラウト云フコトヲ申シタ、所ガ大藏大臣片岡君ハ、輕卒ニモ是ガ救濟ノ手段ニ付テ何等ノ考慮ヲ拂ハズ、直ニ彼ハ破綻シタルモノデアルト云フ言明ヲシタ(ヒヤー)、爲ニ渡邊銀行ソレ自身ガ、此藏相ノ言明ニ依テ事實上ノ支拂停止ヲシナケレバナラナイト云フ立場ニナッタ、實ニ財界監視ノ任ニ在ル大藏大臣ハ、一面ニ於テハ議會ニ於テ……

ガル波動ヲ與ヘルモノデアル、啻ニ政黨政治ノ將來バカリデハナイ、我ガ國民思想ノ全體ニ影響ヲ與ヘル態度ノ豹變デアル（ヒヤヒヤ）即チ本期議會ノ開會ニ先ダテ床次君ハ、若櫻内閣ガ組織サレテ以來今日マデノ間ノ失政ノ數々ハ舉ダテ算フルニ違ガト、取分ケテ彼ノ朴烈問題ニ付テハ、國民トシテ皇室ニ對スル觀念ヲ異ニスルト云フ事マデ極論セラレタ、凡ソ我ガ帝國ノ國民コトハ、絕對的ノモノデアラバナラヌ、（拍手）故ニ若櫻内閣ノ存在ハ——若櫻内閣

雖モ、衆議院ニ於ケル態度デハ及ハヌ、量初カラ或ル程度ノ懇談ヲ致ス覺悟ニ出テ民ラル、是ガ抑、藏相トシテハ甚ダ不謹慎千萬デアルト云フ、而モ懇談會ノ劈頭ニ於テ、斯様ナ程度ノ釋明ヲシタデハナイカト云ハセキノ東君ノ質問ニ對シテ、片岡君ハ飽迄モ白々切ツテ何等一言モ言ハヌ、又實業同士会ノ森田君ノ質問ニ對シテハ、一向言ウタタク、覺工ガナイガ、何レ速記録ヲ見テカラニ何ト云フ巫山戯夕事ヲ此壇上ニ於テ言フカ（ヒヤー／＼拍手）苟モ貴族院ニ於テ、貴族院ノ議員ノ質問ニ對シテ、國務大臣タル貴

二無責任ナル懇談會、他日述記錄ナ残サレ
イ懇談會ノ開會ヲ要求致シ、其席上ニ於テ
震災手形ニ關係ヲ有セザル銀行、例へバ三
菱銀行、三井銀行、第一銀行、斯様ナ震災
手形ニ關係ヲ有セザル銀行ヲ述ベタ、然ヌ
バ大藏大臣ノ述ベザル以外ノ特殊銀行竝ニ
相當ノ銀行ハ、ソレト震災手形ニ關係ノ
有ル銀行デアルト云フコトヲ説明ヲ致シシ
居ル、然ルニ公正會ニ屬スル或ル議員ハ此
簡單ナル藏相ノ説明デハ満足ヲ致サズ、進
シテ斯様ナ質問ヲ藏相ニ致シタ、即チ臺灣
銀行モ特殊銀行トシテ我國ノ重要ノ地位ヲ
占メ居レ、是ヲ彼定ニ尊クヤクナ事ガア

〔「ソレガ議事進行カ」「議長々々」ト呼ヒ其^ハ他發言者多シ〕

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス、

——海原君、議事進行ニ付テ御述ナサイ

○海原清平君(續) 何等此共同戰線ノ問題
ヲ解決ハセズ、其中途ニ於テ自己ノ率ユル
政黨ノ利害ヲ判断ヲシテ、其立場ニ於テ窓
如トシテ一夜ノ中ニ共同動作ヲ變ヘタト云
フコトハ何事デアルカ、殊ニ昨日西園寺公
ヲ訪問サレテノ歸途、政友會カラハ更不
義理呼ハリヲサレル覺エハナイ、三問題ニ
付テノ協定ハ既ニ今日打切^シテ居ルト言ハ
レテ居ルガ、何ヲ根據ニ打切^シテ居ルノデ
アルカ、三黨首ノ會見ハ三問題ニ對スル若
櫻内閣ノ責任ヲ問フ道程デアル、手段ニア
ル、未ダ此三黨首ノ會見ノ目的ハ、事實ニモ
於テ解決致サレテ居ラナイ、此間ニ於テ其
態度ヲ豹變セラレタ事ハ、實ニ遺憾至極デ
アリマス、併ナガラ鬼ニモ角ニモ、斯様ナ
情勢ニ於テ我ガ衆議院ハ此震手法案ヲ通過
致シタ、併シ貴族院ニ於テハ、斯様ナ政府
ノ無理解ナル非立憲ナル態度デハ、決シテ

ヲ侮辱スルバカリデナク、同時ニ貴族院ノ議員ヲ侮辱シテ居ルノデアル（拍手）而も銀團會デアルカラ、片岡君ハ最初カラ言責ヲ執ラレヌコトヲ承知シテ居ル、ダガラ速記録ガ無イカラト云フコトヲ桶二、萬一此問題ガ衆議院ノ問題ニナツタ場合ニ於テハト云フノデ、最初カラ準備シテ掛ケテ居ル、ダカラ果シテ衆議院カラ質問ガ出夕時ハ、速記録ガ無イカラト云フコトデ之ヲ兆ゲタ、然ルニ引續イテ我黨ノ東君カ、貴族院委員會ノ速記録ヲ朗讀シテ、之ヲ引用シテ重ネテ答辯ヲ要求シタ、所ガ退引ナラズ、東君ノ最後ノ追究ニハ、遂ニ一言モ發シタベキ責任ガアル、然ルニ何等一言ノ答辯ヨリナシ、當然速記録ニ依テ出スベキ答辯、國務大臣ガ吾々議員ノ而モ貴族院ノ速記録ヲ引用シテノ質問ニ對シテハ、當然答辯爲ズ、致サヌト云フコトハ、飽迄モ我ガ衆議院ヲ侮辱シテ居ルノデアリマス、故ニ私ハ茲ニ片岡君相ガ累シテ貴族院ノ懇談會ノ席上ニ於テ、如何ナル議員ト質問應答ヲ致シタカラ云フコトヲ最モ赤裸々ニ諸君ニ訴ヘテ、

テアル、若シ臺灣銀行ノ整理ヲ致シテ、其結果鈴木商店モ同時ニ救濟サレルト云フコトナラバ、必シモ政府ノ所見ニハ反對ヲ致サヌ、併シ此程度ノ誠意無キ政府ノ説明ニ大藏大臣ハ今少シク程度ノ進ンダ説明ヲスル意思ハナイカ、斯様ナ質問ヲ致シタ場合ニ於テ、大藏大臣ハ貴方ノ方デ左様ナ御説ガアルナラバ、何モ別ニ祕密ニスル譯デハナイ、私ノ方モ相當ニ御詫ヲ致ス、實ハ世間デ彼此レ言ハレル通り、此震災手形ニ鑄七百万圓ノ中ニハ、或ル程度ノ臺灣銀行對鈴木商店ノ關係ノ手形ガ含マレテ居ルノアルト言明シテ居ル、此言明ヲ致シタ、然ルニ昨々日ノ議場ニ於ケル我ガ東君ノ所見ニ對シテ、未ダ會テ一言モ發シナイ、何ダカ夢ノヤウナ話デアルト云フ無責任極ム答辯ヲ致シテ居ル、實ニ此震災手形ノ内容ヲ——此震災手形法案ガ抑、衆議院ニ提議セラレル當時……

〔不謹慎ナ事ヲ言フナ〕「議事進行デナイ」と呼ヒ其他發言者多シ

本案ハ通過ヲ致サヌ、致サヌガ爲ニ特別委員會三付スルト云フト、直ニ色ニナ質問ガ出タ、而モ純然タル政府ノ與黨ヲ持タナイ貴族院ニ於テ、如何ニ頑冥ナル片岡藏相ト

重ネテ藏相ノ責任アル答辯ヲ煩ハスト云々ノハ是ガ爲デアル（拍手）先ヅ片岡藏相ハ書
族院ノ特別委員會ノ要求ニ對シテ、只今由
述ベタヤウナ責任回避ノ考カラシテ、故ヨ

○議長（柏谷義三君） 静肅ニ願ヒマス
○海原清平君（續） 吾々：：啻ニ吾々バカ
リデハナク、全國民ノ一般ガ非常ナル疑ヲ以テ

明ヲスルナラバ、必ズヤ一世ヲ舉ゲテ非常ノ於テ、片岡藏相ノ口親シク鈴木商店ニ關係アリト云フ言明ヲ得タ、實ニ此鈴木商店ノ問題、此問題ヲ衆議院ノ審議ニ際シテ説ト云フノデ逃ゲテ、絶對ニ答辯ヲ回避シタル非難攻撃ヲ受ケルデアラウ、受ケタナラバ本案ノ成立ヲ見ルコトハ覺束ナイカラト云フノデ逃ゲテ、絶對ニ答辯ヲ回避シタルハ是アル（拍手）而モ貴族院ノ委員會ニ於テハ、遂ニ大藏大臣モ包ムコトガ出来ズ、或程度ノ關係ヲ言ッタ、而モ大正九年ノ鈴木商店ノ臺灣銀行ニ有スル手形ノ金額ハ七千万圓、ソレヨリ色ニナ金利關係ヲ包含シテ毎年三千五百万圓宛ノ増加ヲ致シテ居ルト云フ、此増加率マテ片岡君ハ承認シタノダ（拍手）然ルニ席上ガ貴族院ノ懇談會アルト云フコトヲ奇貨トシテ、此壇上ニ於テ吾々議員ノ質問ニ對シ、飽迄セ言ハズ語ラズト云フロ調ヲ以テ答ヘルト云フコトハ、抑、責任アル國務大臣ノ行動デナナイノデアル、而モ昨日ノ豫算總會ニ於テ我黨ノ吉ケル所以ノモノハ、要スルニ鈴木商店ノ關係外、故ニ若シ銀行ノ方ニ於ケル震災手形ノ額ガ言ヘナケレバ、鈴木商店ノ有スル手形ノ總額デモ述べテ、而シテ此震災法案トノ關係ヲ説明スルナラバ、或ハ世ノ中ノ疑ノ解キ得ルデアラウト云フコトニ對シテ、大藏大臣ハ非常ナル脫線ヲサレタ、實ニ非常ナ脫線ヲサレテ、左様ナ事ハ國民ニ一切關係ガ無イト言明シタ、甚ダ不可解千萬十コトデ、其意味ハ——大藏大臣ノ意味ハ一億圓ハ正ニ既定ノ政府ノ責任アル、殘ル一億七百万圓ハ現ニ政府ガ貸付ケテアル、ソレヲ公債ニ借換ヘルノダカラ、一厘ノ損益モ無イカラ國民ニ關係ガ無イト云フ意味デ答辯サレタ、是ガ非常ナ錯誤デアル、是ガ國民ニ對スル大ナル侮辱デアル、損益ノ勘定ニ於テ負擔ガ無イカラ國民ニ關係ガ無イト云フ答辯ヲ、敢テ豫算總會ノ席上デ試ミルト云フコトハ不見識千萬、若シ大藏大臣ノ如クニ衆議院ニ關係ヲ有セズ、國民ニ

勘定ニ有セザル謙案ガ豫算案ニシテモ、法律案ニシテモ、我ガ衆議院ニ付議セラレルト云フ理窟ハ無イ筈ダ、衆議院ニ付議セラレル以上ハ其内容ガ算盤ノ上ニ於テ、損益ノ懇談會ノ席上ニ於テ、今申述ベタヤウナ事柄ニ付テ其内容ヲ發表シナカラ、昨日ノ豫算總會ニ於テ、若シ大藏大臣ガ飽迄モ貴族院ニ於テ辯明ヲ致シタコトガナイト云フナラバ、之ヲ聽イタト云フ議員ガ出タ場合ニ於テ、果シテ大藏大臣ハ如何ナル責任ヲ執ルノデアルカト云フ、我黨ノ吉植君ノ質問ニ對シテ、吾輩ハ絶對ニ言ウタ覺ガナイモカラ、聽イタ者ガ出タ時ノ責任ニ付テ答辯ヲスル必要ガナイト云フノデ、最後マデ白フ切ッタ、飽迄モ與黨ノ横暴ヲ恃ンデ理不盡ナルコトヲ。——本議案ガ此衆議院ニ審議セラレル時ハ、先日ノ東君ノ意見ノ如ク、衆議院ノ豫算先議權ノ精神ヲ沒却サレ、貴族院ニ於テ却テ詳細ノ説明ヲスルコトハ、我ガ衆議院ヲ侮辱スルコトノ最モ甚シイモノデアルト同時ニ、片岡君ハ——片岡君ハ實ニ議會ノ開會ノ躊躇ニ於テ兩院議員ニ降シ賜ヘル、陛下ノ勅語ニ違背シテ、實ニ非立憲——即チ聖旨ニ依レバ、吾々議員ハ慎重ニ審議ヲ致ス——然ルニ議員ノ吾々ガ慎重論ヲ致サウトスルモノヲ、故意ニ其慎重付テ、國務大臣トシテノ答辯ヲ認ムル譯ニアル、故ニ政府ハ此際至誠仁慈ノ聖勅ヲ拜アル、取モ直サズ片岡君タル者ハ、正ニ違勅ノ責ニ歸スベキモノデアルト云フコトノ評論カアズモ、致方カナイ結果ニ立至ルノデテ果シテ如何ノ責任ヲ有セラレルカ、最モニ非ズンバ、到底吾々ハ今日以後ノ議事ニ付テ、國務大臣トシテノ答辯ヲ認ムル譯ニ岡君ノ答辯ニ付テ尙ホ貴族院ノ懇談會ノ自己ノ説明ヲ否認サル、ナラバ、重ネテモウ少シ進ンダ程度ニ於テ其事實ヲ指摘シテ、

○議長(柏谷義三君) 片岡大藏大臣
(國務大臣片岡直溫君登壇)
○國務大臣(片岡直溫君) 只今海原君ヨリ
議事進行ノ必要トシテ私ノ答辯ヲ提ヘテ御
質疑デアゞタガ、議事進行ト云フヤウナコト
ハ頓ト分リマセヌデス、併ナガラ問題ハ目
下國民ノ最モ注意ヲ惹イテ居ル所ニ觸レテ
居リマスカラ、假令質問ノ内容ガ如何ニア
ルト致シマシテモ、大體御答ヲスル必要ガ
アルト思ヒマス、全體ニ就テ御答ヲ致シマ
スル前ニ、特ニ機會ガアレバ申上ダタイト
思フテ居タ位ナ事柄ガ其中ニ在リマスカラ、
ソレヲ先ゾ先キニ申上ダマス、ソレハ昨
日吉積君ノ豫算委員會ニ於ケル質問中、銀
行ガ破綻ヲ致シタ時ニハ如何ニスルカ、此
震災手形ノ處理法ニ依テ銀行ヲ救濟スル
ナラバ、他日銀行ガ破綻ヲ起シタ時ニ復斯
ンナ事ヲシナケレバナラヌヤウニセベナ
ラヌガ、如何ニスルカ、此趣旨ノ下ニ御質
疑ヲ蒙クノデアリマス、凡ソ銀行ノ破綻ヲ
來シマシタ場合ニ於キマシテハ、何レカ後
援ヲ致スベキ所ノ銀行ヲ見附ケマシテ、サ
ウシテ其破綻ヲ來シタ所ノ銀行ノ内容ヲ整
理シテ、其整理ノ出來タモノヲ、其後援ヲ
來シタ銀行ニ移シテ經營サセルカ、其破綻ヲ
ノデアル、斯様ニ申上ゲタ、本日東京渡邊
銀行ガ破綻ヲ致シマシタ、是ハ(發言者多
シ)大切な事柄ニアリマスカラ聽クコトダ
ケハ聽イテ、後テ御意見ガアレバ如何ヤウ
ニモ爲サツテ戴キタイ、此銀行ハ相當預金
ヲ持テ居ルト云シテ、其時ニハ預金ノ數字
モ申シマシタ、此際私ハ態ト申シマセヌ、
預金モ持テ居ルノデアリマスカラ、洵ニ遺
憾千萬デアル、是ハ何トカ救濟ノ方法ヲ講
アリマス、然ル所東京渡邊銀行ハ午後ニ於
テ——午後三時頃ニ漸ク手形交換所ノ帳尻

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス
○國務大臣(片岡直溫君)(續) 是ニ於テ疑問が起ルノデアリマス、私ハ其願未ト糺シテ見タノデアリマス、私ガ豫算委員會デ申シシシタノハ、當日大藏次官ヨリ「東京渡邊銀行本日午後一時過ギ三十三万七千圓手形交換瓦ヲ決済スル能ハズ遂ニ支拂ヲ停止ス」此事ハ渡邊六郎——渡邊銀行ノ渡邊六郎、專務取締役ノ内藤恒吉、此兩氏ガ大藏省ニ見エマシテ種々ノ御心配ヲ下サッタノデアルガ、遂ニ此始末ニ至リマシタカラ支拂停止ヲ致シマス、ソレハ何時發表シナケレバナラヌヤウニナリマスカト、斯ウ申シマシタヌ、是ハ最早致方ガアリマセヌ、本日發表ヲ致シマス、是ハ重大ナ事デアルカラ、議會ニ居ル國務大臣ニモ報告ヲセンケレバナリマセヌカラ、是ヨリ私ハ議會ニ參リマス、斯ウ申シタラバ、渡邊六郎氏ハ、私ハ未だ會テ斯様ナ場合ニ遭遇シタ事ハゴザイマセヌガ、今後ノ處置ハ如何ニシテ宜イカ御考ヲ承リタイト云フコトデアリマシタサウデス、是ニ於テ事務次官ハ、ソレハ普通銀行課長ニ打明ケテ御相談ニナッタ方ダ宜シウゴザイマセウト言ウテ、其席ニ立會イカ御考ヲ承リタイト云フコトデアリマシタサウデス、是ニ於テ事務次官ハ、ソレハ普通銀行課長ニ打明セテ御相談ニナッタ方ダ宜シウゴザイマセウト言ウテ、其席ニ立會テ居ル原田事務官ヲシテ、普通銀行課長ニ引合セヲサセテ置イテ、本院ニ參ツテ此書面ヲ私ニ提出シタノデアリマス、然ルニ午後ニ至ツテ此決済ガ出來ルナラバ、門戸ヲ繰メナクテモ宜イト云フ疑ガ起リマスカラ、即チ昨夜議會ヲ終リマシテ、官邸ヘ原六郎氏ヲ招イテ承シテ見マスルト、銀行ハ(原六郎ヂヤナイ)ト呼ヒ其他發言者アリ是ハ民間ニ關係ノアル事デスカラシテ、能ク御聽下サルコトが必要デアリマス
(此時發言者多ク議場騒然)
○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス
○國務大臣(片岡直溫君)(續) 渡邊銀行ハ最早行詰リヨ生ジタノデアリマスカラ
○國務大臣(片岡直溫君)(續) 一旦門戸ヲ

締メマシテ、即チ支拂停止ヲ致シマシテ、

渡邊ハ幸ニ不動産ヲ澤山持テ居リマスカ

ラ、之ヲ資金化スル方法ヲ執リマシテ、預

金者等ニ迷惑ヲ致セナイヤウニ致シタ方

ガ宜カラウト決心ヲ致シマシタカラ、一先

ジ支拂停止ヲ致スト云フコトニ決意ヲ致シ

マシタ、然ルニ手形交換所ノ死三十三万七

千圓ヲ其儘ニシテ門戸ヲ締メマスルト、是

ハ交換所ノ組合ノ銀行ニ非常ナ累ヲ及ボシ

マス、此點ハ銀行ニ御経験ノ方ニハ、能ク

分リマセウガ、毎日手形交換所ヘ手形ガ輻

輳シテ、其輻輳シタモノヲハ是ヘ支拂フ

是ハ此所ヘ決済スルト云フ風ニ組合セテス

モノデアリマス、其組合セテシタモノ

ガ、組合セテシタモノ、中ニ、支拂ノ出來

スモノガアルコトニナリマスルト、一ツ其

事柄が生ジタ爲ニ、當日總アノ取組ガスッ

カリ壊ハレルコトニナルノアリマス、ソ

レ故ニ此手形交換所ノ組合セテシタモノ

ヲハ是アルコトニナリマス、ソレ故ニ

東京渡邊銀行ハ、斯ルコトヲ致シテ同業銀

行者ニ非常ニ累ヲ及ボシ經濟界ニ波瀾ヲ惹

起スヤウナコトヲ致シテハ可ナリ財界

ニ波動ヲ及ボスモノデアリマス、ソレ故ニ

東京渡邊銀行ハ、斯ルコトヲ致シテ同業銀

行者ニ非常ニ累ヲ及ボシ經濟界ニ波瀾ヲ惹

起スヤウナコトヲ致シテハ相濟マヌノア

ルカラ、全力ヲ擧ゲテ之ヲ決済シテ置イテ、

サウシテ前段申上ダマシタヤウニ、一旦支

拂停止ヲシテ、自分ノ財産ヲ提供シテ、ソ

レ資本化スルヤウニ致シ、之ニ依ッテ

本銀行等ノ援助ヲ得マスルナラバ、預金者

等ニ迷惑ヲ掛ケズニ終ルコトガ出來ルト信

ジマシタカラ、即チ此決意ヲ以テ、本日支

拂停止ヲ致スコトニシタノデアリマス、斯

ウ云フ申立デアリマシテ、此手形交換所ノ

決済ニ努メタ云フコトハ、銀行業者トシ

テ、洵ニ見上ダタ處置ヲ致シタモノト、私

ハ稱讚ヲ致シテ居ルノデアリマス（拍手）斯

ノ如キ注意深き仕方ヲ致シマシタ爲ニ、今

日ニ相成リマシテモ……

〔此時發言者多ク議場騒然〕

○議長（柏谷義三君） 静肅ニ願ヒマス

○國務大臣（片岡直溫君）（續） 財界ニハ何

等ノ不安ヲ惹起スコトナク……

〔此時發言者多シ〕

○議長（柏谷義三君） 生方君ニ注意致シマ

ス（於ケル……）

〔此時發言者多シ〕

○國務大臣（片岡直溫君）（續） 東京方面ニ

等ノ不安ヲ惹起スコトナク……

〔此時發言者多シ〕

○議長（柏谷義三君） 生方君……

○國務大臣（片岡直溫君）（續） 經済界ハ何

等はガ爲ニ不安ノ念ヲ惹起シマシテ、銀行

取付騒ギ等ヲ起スヤウナ狀態ノナイコト

ガ、淘ニ仕合セデアル、又ソレガ當然デア

ルト思テ居ル（拍手）ソレ故ニ昨日ノ質問

ニ對シテ、應答致シマシタ結果トシテ、此

事ヲ以テ御尋ヲ蒙リマシタカラ、財界全體

ノ安心心ヲ致シマスル上ニ於テ必要ト存ジマ

スルカラ、併セテ此事ヲ御報告旁、御答ヲ

スルノデアリマス（拍手）其次ハ東武君ノ御

質問ニ致シテ、私が御答致シマシタ所ノモ

ノニ違ヒガアル、貴族院ノ震災手形處理法

案ノ委員會等ニ於テハ懇談會ヲ開イテ、衆議院ニ於テ言ハザリシコトヲ言ウタノデア

ルト云フコトヲ屢々御繰返シニナル、然ル

ニ貴族院ニ於テ懇談會ト云フヤウナ形式ヲ

取タ會ハ、マダ開ケタコトガゴザイマセ

ヌ、成程委員會ヲ開イテ居ル中ニ、食事ノ

時間十二時近クナタ時ニ當リ、前ヨリハ早

ク委員長ガ、今日只今はニテ休憩ヲ致シ、

午後一時カラ——一時半ト言ヒマシタ

カ——一時半カラ再會致シマスト宣告致シマ

シタ、其場合ニ於テ速記者等ガ立テ行シテ、

其後ニ委員諸君ノ殘ラテ居ル者が多分ア

ジマシタカラ、即チ此決意ヲ以テ、本日支

拂停止ヲ致スコトニシタノデアリマス、斯

ウ云フ申立デアリマシテ、此手形交換所ノ

決済ニ努メタ云フコトハ、銀行業者トシ

テ、洵ニ見上ダタ處置ヲ致シタモノト、私

ハ稱讚ヲ致シテ居ルノデアリマス（拍手）

者多ク議場騒然

○議長（柏谷義三君） 静肅ニ願ヒマス

○國務大臣（片岡直溫君）（續） 懇談會ト言

ノ下ニ、開カレタ例ハナノデアリマス（拍手）

〔開イテ居ルデヤナイカ〕ト呼ヒ其他發言者多シ

〔此時發言者多シ〕

○議長（柏谷義三君） 静肅ニ願ヒマス

○國務大臣（片岡直溫君）（續） 何某ト云フ

議スルニ當テ、成ベク公々然トシテ意見ヲ交

換スルコトガ、一番世間ノ惑ヲ生ジナクテ

如キコトヲ避ケ、故ラニ懇談會ヲ開イタト

云フガ如キ名前ヲ吹聴スルコトヲ避ケテ居

ルノデアル、ソレ故ニ屢々懇談會ニ於テ云

云ト言ハレマスルガ、貴族院ノ非公式ノ話

ハ、斯ウ云フ形式ノ下ニアクト云フコト

ヲ申上ダテ置キマス、ソレカラ其時ニ衆議院ニ言ハザリシ所ノ内容ヲ打明ケタトスウ

仰セラレル、是ハ本院ニ於キマシテモ、成

ベク此案ニ對スル御理解ヲ得ルヤウニ何等

ヲ執タコトハ同ジコトデアル、所ガ此案其

モノハデス、元々財界ノ安定ヲ圖ルト云フ

コトガ目的デアリマス、經濟界ノ安定ヲ期

私ハ屢々言ウタ、又委員會ニ於テモ其手段

ヲ執タコトハ同ジコトデアル、而シテ其一

ノ目的ハ金融ノ梗塞ヲ疏通セシムト云フ

コトガ、補償法案ノ成立ヲ所ノ根本テア

スルト云フコトガ目的デアル、而シテ其一

ノ目的ハ金融ノ梗塞ヲ疏通セシムト云フ

コトガ、補償法案ノ約束ニ基イテ拂フ利息ハ、日本

銀行カラ借リタ公債ノ利息トシテ之ヲ拂

フ、元金ハ即チ年賦トシテ本人ヨリ銀行

へ納メルモノヲ以テ之ニ當テル、而シテ

ソレヲ監督スルハ日本銀行之ニ當リ、傍ラ

シテ、不平ナカラシムルヤウニスル、

本案ノ表モ裡モ是デアリマス（拍手）別三個人

ヲ救濟スルノドウノト云フガ如キコトハ、

又大藏省之ニ當ル、其方法ハ勅令若クハ省

シテ、即チ年賦トシテ本人ヨリ銀行

ヘ納メルモノヲ以テ之ニ當テル、而シテ

ソレヲ監督スルハ日本銀行之ニ當リ、傍ラ

シテ、左様ナコトヲ言ウタヤウニ思ヒマス

（拍手）ソレカラ森田金蔵君ノ此間ノ御尋ニ對

シテ、左様ナコトヲ言ウタヤウニ思ヒマス

（拍手）ソレカラ森田金蔵君ノ此間ノ御尋ニ對

シテ、左様ナコトヲ言ウタヤウニ思ヒマス

〔此時發言者多シ〕

○議長（柏谷義三君） 静肅ニ願ヒマス

○國務大臣（片岡直溫君）（續） 何某ト云フ

議スルニ當テ、成ベク公々然トシテ意見ヲ交

換スルコトガ、一番世間ノ惑ヲ生ジナクテ

如キコトヲ避ケ、故ラニ懇談會ヲ開イタト

云フガ如キ名前ヲ吹聴スルコトヲ避ケテ居

ルノデアル、ソレ故ニ屢々懇談會ニ於テ云

云ト言ハレマスルガ、貴族院ノ非公式ノ話

ハ、斯ウ云フ形式ノ下ニアクト云フコト

ヲ申上ダテ置キマス、ソレカラ其時ニ衆議院ニ言ハザリシ所ノ内容ヲ打明ケタトスウ

仰セラレル、是ハ本院ニ於キマシテモ、成

ベク此案ニ對スル御理解ヲ得ルヤウニ何等

ヲ執タコトハ同ジコトデアル、而シテ其一

ノ目的ハ金融ノ梗塞ヲ疏通セシムト云フ

コトガ、補償法案ノ約束ニ基イテ拂フ利息ハ、日本

銀行カラ借リタ公債ノ利息トシテ之ヲ拂

フ、元金ハ即チ年賦トシテ本人ヨリ銀行

へ納メルモノヲ以テ之ニ當テル、而シテ

ソレヲ監督スルハ日本銀行之ニ當リ、傍ラ

シテ、左様ナコトヲ言ウタヤウニ思ヒマス

（拍手）ソレカラ森田金蔵君ノ此間ノ御尋ニ對

シテ、左様ナコトヲ言ウタヤウニ思ヒマス

〔此時發言者多シ〕

ヤウナ者モ多少アリマセウサウ、云フ風ノ人ハ今幸ニ儘倅ヲ得テ、相當ノコトニナッテ居リマスレバ別デアリマスガ、矢張今尙ホ苦痛ヲ續ケテ居ルト云フガ如キ立場ニ在ル者ニ於キマシテハ、種々人非難ノ聲ヲ發スルトスウ云フヤウナコトガアリマスルシ、又從來取引ノ關係ニ於テ、彼奴ハドウモ憎イ娘デアッテ、何カ仇討ヲシタイト云フヤウナ風ノ者ガアリト假定致シマスルト、其者ガ震災手形ノ爲ニ苦シシニ居ルト云フコトヲ利用シテ、之ニ惡聲ヲ浴セ掛けルト云フガ如キ事情モ生ジ、又單純ナル經濟問題トシテ、是ハ處理スベキモノデアリマスルガ、御承知ノ通り多少此政治化シテ來タヤウナ風ガアリマシテ、問題ヲ殊更ニ面倒ニシタト云フヤウナ嫌モアルノデアリマス」即チ本問題ヲ説明スル前提トシテ、今日ノ狀態ヲ述べル時ニ斯ウ云フコトヲ言タコトガアリマス、何モ衆議院ノ人ヲ指シテ之ヲ言タノデハナイ、總テノ空氣ガ斯ウ云フ空氣ニナッテ居ルト云フ時ニ、之ヲ言タノデアリマス(拍手)何等衆議院ヲ侮蔑スルト云フガ如キコトハ無イノデアリマス、以上申上ダマシタ所ニ依ッテ、明ニ貴族院ト衆議院トノ差別ヲ考へテ居フナイト云フコトガ分クト存ジマス

二ハ、責任ノ無イ形ニ詰合ヲ付ケタト云フ
コトガ、昨夜中ニ吾々ニ明瞭ニ分タ（拍手）
併ナガラ昨日ノ豫算總會ニ於ケル國務大臣
ノ御言葉ハ、頗ル重大ナル意味ヲ含ンデ居
ルノデアリマスカラ、片岡君ハ今日議員ヨ
リ問ハレズトモ、自ラ進ンデ議會ニ向シテ
昨日ノ質問ニ答ヘ夕所ノ事ガ、偶々不謹慎
極マル事デアツテ、財界ニ一大「ショック」ヲ
與ヘタ（ノウ）「拍手）常ニ口ニスル所ノ
財界ノ安定ノ爲ニ、震災手形ヲ出シタノダ
ト云フコトヲ繰返シ繰返シ言ウテ居ル大藏
大臣ガ、自分ノ失言ノ爲ニ、マダ死ンデ居
ナイ銀行ニ死刑ノ宣告ヲ先ニシテシマッタ
（拍手）潰レテ居ナイ銀行ヲ潰シタト言ッテ
居ル、而シテ三千七百万圓ノ預金ガアル、
斯ウ言テ居ル、然ルニ今日此處デハ預金ノ
數ハ遠慮シテ申上ダナイ——何ヲ言ウテ居
ルカ、潰レルカ潰レナイカ分ラナイモノデ、
誰も聞カナイノニ豫算總會ニ於テハ金額ハ
三千七百万圓ダ、之ヲ救ツテヤリタイケレ
ドモ引受人ガナケレバ如何トモスルコトガ
出来ナイトマデ、遠記録ニチヤント書イテ
アルデハナイカ、ソレヲ今日ニナッテ何ト言
フカ、之ヲ申スコトハ「ショック」ヲ與ヘル
カラト云フ、既ニ壞レテシマッテ、社會ニ此
真相が明カニナッタ後ニナレバ、物ヲ言ハ
ヌ、マダ壞レナイトキニハ其内容ヲ素シ破
抜イテ居ル、是レ即チ銀行ヲ殺シタモノハ
片岡君デアル（拍手）故ニ如何ニ銀行者ガ昨
夜ニナッテカラ相談シテモ、一國ノ大藏
大臣、而モ財界ノ安定ト云フコトヲ繰返シ
繰返シ宣言シテ居ル大藏大臣ニ依ツテ、帝國
議會ノ豫算總會ニ於テ堂々ト此銀行ハ破綻
致シマシタト、此明言ヲ受ケタ後ニ於テ、
銀行業者ハ、拋テ置ケバ今朝ハ黒山ノヤウ
ニ預金取付カ來ルニ相違ナイ、斯ウ云フヤ
ウナ狀況ニ置カレ、バ、如何ナル銀行デモ休
業セザルヲ得ナイコトニナッテ來ル、此重大ナ
ル責任ヲ貴方ハ何ト思フカ、而シテ此議會ニ
向シテ謹慎ラシテ己レノ失言ヲ詫ビテ、其失言
ヲ謝スノカト思ツテ居レバ、何タル事デアル、
當リ前ノ事ヲシタカノヤウニ、此處ニ白々
シクモ自分ノ責任ヲ感ズルノ色ナクシテ、

報告スルニ至リテハ、何タル厚顔無恥ニア
ルカ、斯ノ如キ者ガ一國ノ藏相トシテ、之ニ財界ノ安定ガ出來ルト思アカ、凡ソ今迄モ、凡ソ片岡君ノ如ク責任ヲ知ラザル大臣ハ今迄一人モ無イ、故ニ吾々ハ此問題ニ對シテ、現内閣ノ聲明シテ居ル所ノ財界安定、財界安定ヲ口ニシテ、之ヲ殆ド自分ノ專賣ノ如クニ言ウテ居ル此内閣ガ、此銀行問題ニ對シテ、其眞相ヲ僅ニ、渡邊銀行ノ自發のノ行動ノ如ク言ヒ做シテ、自分ガ未ダ門ヲ締メテ居ナイ銀行ヲ、昨日ノ午後一時半ニ議會ニ於テ是ハ既ニ破綻シタト言ハレタ、而シテ其預金ハ三千七百万圓アル、其破綻ノ上ニ、死骸ノ後片付デモ考ヘテ居ルヤウナコトヲ言ッテ居ルデハナイカ、是ハ渡邊銀行ガ大藏省ノ一部官僚ニ向ッテ何カラ言ウタ、是ハ正ニ醫者ニ駆付ケタノデアル、駆付ケテ治シテ貴ハフト思シテ、藥ヲ貰ハウト思テ駆付ケタ者ニ向ッテ、直ニ死ノ注射ヲシタモノノデアル、凡ソ狼狽、ウロタヘ者ト云ウテモ、此位ノウロタヘ方ハナリ、命ヲ助ケテ貴ヒタイカラ大藏省ニ行リタノデアル(ソレガ議事進行ニ關係ガアルカ)ト呼フ者アリ)大ナル關係ガアル、此震災手形ノ問題ニ對シテ、今日豫算總會ノ吾々ノ手三四四百万圓ノ震災手形ノ利子ノ豫算ガ提出サレテ居ル、其進行ノ上ニ於テ大藏大臣ガ斯ノ如キ態度ヲ執リテ、自分ノ責任ヲ全ク棚ニ上ゲテ、財界ヲ自ラ攪亂ヲシテ、是デ財界安定ノ爲ニ震災手形ノ整理ガ必要ナリト云フ、此一點ニ付テハ、全ク破壊シテ居ルノデアルカラシテ、吾々ハ此總テノ議事ヲ進行スル上ニ於テ、現内閣ノ大臣ガ斯ノ如キ不信ノ行動ヲ改メテ、議會ニ陳謝シテ、自分ノ輕辛ニシテ、恩慮ノ足ラナカニタコトヲ謹ンデ國民ニ謝シテ、然ル吾々ハ許スベキハ許シテ、國務ノ審議ニ入リタトイ思フ、之ヲセズシテ居レバ、議會ニ政ノ初ニ於テ三黨首會合ノ趣旨ヲ諒トシテ、一旦出シタ不信任案ハ撤回シタ併テ

○國務大臣片岡直溫君登壇
御質問ニ御答ヲ申上ダマス、先刻モ申上デ
マシタ如ク、東京渡邊銀行常務取締役二名
ガ大藏省へ出頭致シマシテ、支拂停止ヲ致
シマス、即チ本日之ヲ發表致シマス、斯ウ
申出デタノデアリマス、ソレカラ手形交換宛
ヲ決済ヲ致シタト云フコトハ、前刻モ申上
ゲタ通り、自分ハ支拂停止ヲスルニシテ
モ、是ガ爲ニ財界ヲ攪亂スルト云フガ如キ
コトヲ致シテハ、銀行トシテ整理ニモ困リ、
人モ困ラセルカラ、是ノ無イヤウニシヤウ
ト云フ爲ニ、深甚ニ努力ヲ拂ワテ、一時ノ
決済ヲ圖ッテ、サウシテ門戸ヲ締メルコト
ニ致シタ、斯ウ云フ申出デアリマス、何モ
政府當局ガ作爲シタノデモ何デモアリマセ
ヌ、即チ銀行ノ當務者ガ支拂停止ヲ致シマ
ス、云フコトヲ申シテ來マスル以上ハ、之
ヲ信ズルヨリ外ハ何モナイノデアリマス、ヤ
（拍手）併ナガラ是ガ爲ニ、財界ニ動搖ヲ來
セヤウナコトガアツテ、ナラヌノデアリマ
スカラ、私ハ日本銀行ノ役員ヲ集メマシ
テ、善後處理法トシテ、財界ノ動搖セヌヤ
ウニ、萬一動搖ヲスル場合ニ於テハ、日本
銀行トシテハ相當ノ途ヲ執ラナケレバナラ
ヌ、斯ウ云フ相談ハ確ニ致シタ、其致シタ
結果トシテ、財界ハ確ニ安定ラシテ居ル、
日本銀行ハ一般ノ金融界ニ對シテ相當ノ援
助ヲシナケレバナラヌ時ニハ、援助ヲスル
ト云フ覺悟ヲ致シテ居ル、之ニ依テ財界ニ
ハ只今マデ何等ノ動搖ハ無イノデアリマ
ス、洵ニ仕合セデアルト恩フノデアリマス、
渡邊銀行ガ支拂停止ヲ致スコトガ突然ニ
起シタナラバ、吉植君ノヤウナ議論ガ起リマ
セウ、是ハ今日マデニ、成タケ銀行當局者

トシテ姦ニ至ラヌヤウニ努メタコトハ、容易ナラザル事デアリマス、又政府當局者トシテモ茲ニ至ラヌヤウニ努メマシタ事モ、ハ不動産ヲ澤山持フテ居リマス、此不動産ヲ方法ヲ執ルヤウニ致シタト云フコトハ、賢明ナル致方デアルト考ヘテ、私ハ同情ヲ申シテ居ル、是レ以上ハ別ニ申上ダナクテモ宜オト存ジマス。

〔吉橋庄一郎君登壇〕

○吉橋庄一郎君（續）只今幾ラカ御眞面目ニナフテ眞面目ノ御答ガアルカト存ジマシタラ（質問デハナイ）ト呼フ者アリ

○議長（柏谷義三君）國務大臣ノ答辯ニ關スル質疑デアリマス

○吉橋庄一郎君（續）只今ノ御答辯ハ全ク現内閣ノ此問題ニ對シテノ責任ヲ轉嫁シタル御意見デアリマス、既ニ昨日未ダ開店モシマケレバ、公ニ閉鎖ヲ發表シテ居ナイ銀行ヲ、議會ニ於テ大藏大臣——監督ノ位置ニ在ル所ノ大藏大臣ガ之ヲ議會ニ發表シタ、天下公衆ニ發表シタ、凡ソ今日休業ニアタト云フコトヲ、昨日大藏大臣ガ午後二時半ニ之ヲ發表スルトハドウ云フ譯ダ、死んで居ナイ人間ヲ一日早ク既ニ今日死ンデシマツタト報告スル、是ハ貴方ノ屬僚ニ誤ラレタト云フナラバ、其屬僚ハ重大ナル責任ヲ負ハナケレバナラヌ、同時ニ其屬僚ノ詰ヲ信用サレタ大藏大臣ノ輕率誰モ聞キモシナイノニ故ラニ之ヲ報告シテ——吾々ガ若シ渡邊銀行ガ怪シイト云フ評判ガアルガ、ラバ、寛恕スル、何等之ニ對シテ質問ノ起シテ居ルカトモ聞イタナラバ、其質問ニナインニ故ラニ之ヲ報告シテ——吾々ガ若テ行フテ、渡邊銀行ハ今日休業スルト言ッタ、大藏大臣ハ何カ監査デモシテ居ルカ、注意ラヌノニ、木ニ竹ヲ接イダヤウナ所ヘ持シテ居ル爲ニ、少々話が行キ過ギタト云フナシ度邊銀行ガ怪シイト云フ評判ガアルガ、

モ、銀行ガ發表セヌニ休業スルト五フコ
トヲ發表シタ、今日發表シテ居ルノデアッ
テ、昨日銀行ハヤフテ居ル、現ニ衆議院ニ於
テ大藏大臣ガ此發表ヲシタコトヲ新聞記者
ガ聞イテ、直ニ電話ヲ以テ之ヲ本社ニ言ウ
タ（發言者多ク議場騒然）妨害セズニ能ク聽
キ給ヘ——昨日大藏大臣ガ……
〔發言者多ク議場騒然〕

○議長 稲谷義三君 静肅ニ願ヒマス
〔發言者多ク議場騒然〕

○議長 稲谷義三君 静肅ニ願ヒマス
○吉植庄一郎君（續）諸君、昨日豫算委員
總會ニ於テ、大藏大臣ガ午後一時半此發表
ヲシタコトヲ、新聞記者ガ本社ニ向テ電
話ヲ掛ケタ、此事ガ漏レルヤ否ヤ、渡邊銀
行ニ向テハ取付ケ——渡邊銀行ニ取付ガ
行ツタデハナイカ

〔發言者多ク議場騒然〕

○議長 稲谷義三君 静肅ニ願ヒマス——
静肅ニ願ヒマス

〔發言者多ク議場騒然、拍手起ル〕

○議長 稲谷義三君 静肅ニ願ヒマス——
只今吉植君ノ發言中ニ、原總兵衛君ハ議長
ノ許可ヲ得ズシテ議席ヲ離レラレテ、憲政
會諸君ノ議席ノ方ニ進マレタ（交渉二行ツ
タ「ト呼フ者アリ」併ナガラ同君ハ——同君
ハ別ニ何等ノ行動ニモ出デラレテ居ナイノ
デアリマス（發言者多ク議場騒然）暫ク御聽
ヲ願ヒマス、併ナガラ——併ナガラ議事中
ニニ三議席ヲ離レマスコトハ、甚ダ此議場
整理ノ上ニ於テモ差支ヘルノデゴザイマス
(ヒヤー)ソレ故ニ議長ト致シマシテハ、
原君ニ將來嚴ニ斯ノ如キ事ノナイコトヲ警
告シテ置キマス（拍手）

○吉橋庄一郎君（續）諸君、昨日豫算委員
總會ニ於テ片岡大藏大臣ハ、只今渡邊銀行
ガ破綻致シタト云フコトヲ告白セラレタ、
其刹那ニ於テ各新聞社ヘ之ヲ通報シタ、新
聞社ニ是ガ傳タノデアリマスカラ、預金
者——三千七百万圓ノ預金者ノ中ニハ此詰
ヲ聽イテ、渡邊銀行ヲ目指シテ、渡邊銀行
ニ午後四時マテ取付二行ツタト云フ事實、之
ヲ滅却スル事ハ出來ナイ、即チ昨日ハ大藏

大臣ノ失言ノ爲ニ、是ガ因ヲ爲シテ預金者ハ恐怖ノ念ヲ起シテ、是ガ取付ニ行シテ居ル、渡邊銀行ハ午後四時マデ支拂ヲシテ居ルト云ア此活キタル事實ヲ、大藏大臣ハ何ト御認ニナルカ（拍手）是ガ破綻シテ、死ンデシマッタ銀行デアルカ、此事實——此事實ヲ否認セザル以上ニハ、アノ銀行ガ昨日午後一時半ニ於テ既ニ破綻シテ、三千七百万圓ノ預金者ノ此後始末ニ付テハ云々ト云フコトハ、ドウシテモ言ハレルコトハ出来ナイ

○過ヲ過トシ、已レノ失策ハ失策トシ、公
明正大ニ此國民ノ面前ニ其眞實ヲ物語シテ、
以テ國民ニ眞ノ諒解ヲ與ヘルト云フコトニ
シナインデアルカ、重ネテ此一言ヲ勧告シ
テ降リマス

○議長(柏谷義三君) 片岡大藏大臣

〔國務大臣片岡直溫君 登壇〕

○國務大臣(片岡直溫君) 只今吉種君ハ午
後一時半ト仰セラレマシタガ、私が豫算委
員會ニ於テ御詰ヲ致シタヤウニ仰セラレマ
シタ、之ヲ當日大藏省事務次官ヨリ私が報
告ヲ受ケマシタ時ハ午後一時四十五分位ナ
時デアリマス、ソレハ銀行法案ノ議事ヲ致
シテ居ル時ニ、其委員會ノ席上へ田次官ハ
今ノ報告書ヲ持テ參リマシタ、ソコデ答辯
ヲ終シテ、大臣室へ引揚ダタトキニハ、事務
次官ガ大臣室へ入シテ來テ、今渡邊六郎君ヤ
内藤恒吉君ガ斯様々々ニ言ッテ居ヲ致シタ
ト云フコトヲ詳細ニ申シタノデアリマス、
ソレカラ豫算委員會ニ私ガ出席ヲ致シマシ
タノガ、午後二時過ギデアリマス、確カ當
日ノ午後ノ委員會ハ二時カラ開カレタト思
ヒマス、今一時半ト仰セラレマシタガ、一
時半ニハ豫算委員會ハ開ケテ居ナカッタト
思ヒマス、ソレカラ私ガ今ノ答辯ヲ申上ダ
タコトハ午後四時一寸前デアリテ、四時三垂
ントスル時デアリタト思ヒマス(拍手) 銀行
ガ今ノ交換兎ノ決済ヲ致シマシタ時ハ、昨
日ノ丁度午後三時ヲ打ッタ時デアル、若シ三
時ヲ打ッコト遅レマシタナラバ、當日ノ闇
ニ合ハナカッタノデアリマス、其所マデ一
體ハ午後一時ニ決済スペキモノガ、午後
三時マデニナルコトヲ待タノデアリマス、
私が豫算委員會ニ御詰ヲ致シタヨリシテ取
付ガ始シタト仰セラレマスガ、其時刻ニハ銀
行ハ最早定刻ニ門ヲ締メテ居ル時デアル、
タ後デアリマス(其通り)ト呼フ者アリ)私
ハ銀行ノ責任ノ地位ニ在ル者カラ報告ヲ受
ケテ、報告ヲ受ケタコトヲ諸君ノ御心配ニ
ナツテ居ル席上ニ於テ御詰ヲスルト云フコ

トハ、不都合デナイノミナラズ、諸君——
吉植君ノ質問ト云フモノガ、銀行ノ破綻ヲ
來シタトキニハ如何ニスルカト云フコトヲ
問ハレテ、ソレ答ヘテ行キ居ル時ニ御話
ヲシテ居ルノデアツテ、本ニ竹ヲ接イダヤウ
ナ御話ハシテ居ラヌノデアリマス、固ヨリ
私ハ責任ノアルコトナラバ少シモ辭シマセ
ヌ、併ナガラ此行動ニ於キマシテハ、何等
私ハ失態ヲ致シテ居ルトハ思ハヌノデアリ
マス、是ダケヲ申シテ置キマス(拍手)
○議長(柏谷義三君) 吉植庄一郎君
○吉植庄一郎君 大藏大臣ハ少シモ自分ノ
責任ヲ知ラナイ、何等本員ノ質問ニ付テ耳
ヲ傾ケナイ、是レ以上ハ本會場デハ私ハ重
ネテ此質問ヲ試ミマセヌ、豫算總會ニ於テ
質問ヲ申上ダマス
○議長(柏谷義三君) 是ヨリ日程ノ議事ニ
入りマス
○川原茂輔君 是ヨリ豫算委員會ヲ開キマ
ス、豫算委員ノ諸君ハ豫算委員室へ御參集
ヲ願ヒマス
○議長(柏谷義三君) 本日ノ日程ニ括グマ
シタ質問ノ中六、十、十三ノ三ツノ外ハ何
レモ政府ヨリ答辯書ヲ受領致シマシタ、仍
テ日程ヨリ之ヲ省キマス、尙ホ質問十八提
出者ヨリ趣旨聲明ノ延期ノ申出ガアリマシ
タ、仍テ茲ニ質問第六國產獎勵ニ關スル質
問ノ趣旨聲明ヲ許シマス、宮島幹之助君

ニ渉る生物學的研究ト多大ノ努力トニ依リテ完成セラレタル一大發明品ニシテ其ノ性狀及品位ニ於テ天然產ノ眞珠ト何等異ル所ナシトハ本邦及歐米ニ於ケル斯道専門學者ノ異口同音ニ稱讚スル所ナリ然ルニ外務省通商局編纂海外商報第七四九號〔昭和二年一月二十一日發行〕上ニ通商局ノ名ヲ以テセル「眞珠」ノ將來ト日本養殖眞珠」ト題スル記事アリ之レ我カ特產養殖眞珠ノ價値ヲ全然非認セルモノナリ右ハ國產ノ獎勵ヲ常ニ高唱シツツアル現政府ノ意忠ト相反スル所ナキカ
右及質問候也

〔宮島幹之助君登壇〕

○宮島幹之助君　國產獎勵ニ關スル質問ノ趣旨ヲ陳述致シマシテ、政府ノ所信ヲ御伺致シタインデアリマス、科學ノ研究ヲ實地ニ應用致シマシテ、國產ノ發達ヲ圖リマシテ、海外貿易ヲ促進スルト云フコトハ、何人モ御異存ノナイ所デアラウト思フノデアリマス、然ルニ近頃動モスルト政府ノ御遺リニナル事ガ、此國產獎勵ノ趣旨ニ相反スルシテ、政府ノ御意見ヲ承リタイト思フノデアリマス、諸君ノ御承知ノ如ク我國ハ水產業ノ最モ發達シタル國デアリマス、其水產業中眞珠養殖ノ事業ト申シマスルモノハ、生物學ノ應用ニ基キマシテ起ダモノニアリマシテ、今ヤ我國デハ三重縣トヲ始メト致シマシテ、和歌山縣下、四國、九州等ノ沿岸ニ約二十有餘箇所ノ眞珠養殖場ガアルノデアリマス、而シテ此養殖眞珠ノ一年ノ貿易額ハ、現今デハ五六百万圓ノ少額ニ過ギマセヌケレドモ、將來ハ一千万圓以上ニ上ルベキ所ノ我國特有ノ產物ナノデアリマス、然ルニ我ガ外務省通商局デ編纂致サレマシタ海外商報ノ第七百四十九號、即チ昭和二年二月二十一日ノ發行ニ係リマスル此「眞珠」ノ將來ト日本產養殖眞珠」ト題スル記事カゴザイマス、此記事ハ特ニ通商局ノ名

ヲ以テ出サレテ居ルノアリマス、此記事ハ「レオナルド、ロー・ゼンタール」ト云フ人ノ著書ヲ紹介シタル所ノ一部分デアリマシテ、其冒頭ニ於テ、此著書ニ對シテ有エル譲辭カ呈シテアルノデアリマス、且又其末文ニ於テ、我國ノ特產デアル養殖真珠ニ對シテ斯ル記事カ載テ居リマズ（議長定足數ヲ缺イテ居ル「ト呼フ者アリ」）即チ「日本產真珠ト稱スルモ寧口支那產真珠ト稱スベキモノトス、何トナレバ支那人ハ古ヨリ真珠養殖ヲ實行セリ、養殖法ハ先ヅ牡蠣ニ少量ノ蠅ラ與フルニ在リ、然ラバ御木本及池田兩氏ノ發明モ左程新シキモノニアラズ、天然真珠ノ眞珠質層ハ甚ダ集中的ナルモ日本眞珠ハ然ラズ、即チ日本眞珠質層ハ平行セリ、故ニ光線ノ反射妨ガラレ眼ニ感ズル所ハ天然眞珠ニ異ナリ、其艶暗クシテ亂レアリ、銀器ヲ以テ比較スルニ正ニ「ロールヅノ純銀器ニ對スルカ如シ」斯様ニ書イテアラムノデアリマス（議長々々「ト呼フ者アリ」）此記事ハ尙ホ續イテ居リマス、即チ「日本產真珠ノ賣行ハ惡シ、何トナレバ久シクノ所持シ、之ガ磨損シタルトキ更メテ之ヲ琢磨スル能ハズ、即チ細工スル間ニ粉末純了ル、其化學的、成分ニ異リナシト雖、其構造組織ヲ異ニセリ、此點最重要ナリ」「イルバーン」教授ノ謂ヘル如ク、日本眞珠ト天然眞珠トハ、恰モ金ヲ被セタルモノト純金製トノ相異ノ如シ」斯様ニ批評シテアルノデアリマス、此記事ハ飽迄モ日本特有ノ外務省ノ通商局發行ノ「海外商報」ハ、特ニ斯様ノ日本品ヲ非難致ス所ノ文書ニ對シテ、之ヲ無用ノ物ト致シタイト云フ考證デカルテ居ルニ拘ラズ、是等ノ學者ノ說ヲ此ノ外務省通商局ノ研究家皆色ニ十學問上ノ批評ヲ致シテ居ルニ拘ラズ、是等ノ學者ノ說ヲ此ノ外務省通商局ハ、此書物ハ何人ノ書イタリマスノデアルカ、即チ此書物ノ著者ハ如何ナル

人間デアルカ、又此著書ハ如何ナル目的ノ爲ニ成サレタモノデアルカト云フコトヲ、御承知ナイ爲デアラウト思フデアリマス、抑我國ノ養殖眞珠ハ、生物學ノ應用ト過去三四十年間ノ努力ニ依シテ成功致シマシタ所ノ一大特產物テアリマシテ（議長定數ガアリマセヌト呼フ者アリ）日本ハ勿論、歐米ノ斯道ノ學者ノ皆齊シク稱讚シテ居ル所デアリマス此養殖眞珠ハ其實質ニ於テ毛天然眞珠ト全ク異ナラナイノデアリマス、唯其異ナル點ハ眞珠ノ中心ニナリマスル核ガ、自然ニ眞珠貝ノ中ニ紛レ込ンダモノデアルカ、或ハ人工的ニ之ヲ入レタノデアルカノ點ニ存スルノデアリマシテ、何等其間ニ差異ガナインデアリマス、隨て佛蘭西ノ有名ナル水產學者ノ「ブーラン」、或ハ英國ノ水產學者ノ「シブレー」或ハ「ゼームソン」又北米テ有名ナル水產學者ノ「ジヨルダン」博士ナドハ、皆異口同音ニ此日本ノ養殖眞珠天然物ト全ク異ナルモノデアルト云フコトヲ稱讀シテ居ルノデアリマス、然ルニ大正十一年日本デ出來マシタ養殖眞珠ガ、初メテ歐羅巴ノ市場ニ現レタノデアリマス、其當時佛蘭西及英國ニ於キマシテハ一大恐慌ヲ起シマシタ、就中巴里ノ眞珠寶石商等ノ「シンヂケート」ハ、極力此日本ノ養殖眞珠ノ排斥ヲ企テタノデアリマス、即チ此養殖眞珠ハ或ハ偽造品ダト申シ、或ハ鍍金細工ニ等シイモノダト申シテ、色ニ非難攻撃ヲ致シ、之ヲ極力排斥セントシタノデアリマス、所ガ當時巴里ノ我ガ帝國ノ大使館ハ、其日本品ガ佛蘭西ノ市場ヨリ排斥サレルコトヲ憤慨致シマシテ、佛蘭西政府ニ對シテ抗議ヲ致シタ、其結果佛蘭西政府ハ、日本帝國政府ノ主張ヲ容レマシテ、遂ニゾレマデノ眞珠輸入ノ許可權ト同様ニ取扱フコトニナシタノデアリマス、又我國ノ中ニ於キマシテモ、帝國發明協會ハ、特ニ日本ノ特產物、殊ニ發明ヲ獎勵致サンガ爲ニ、此養殖眞珠ヲ最モ早ク始メ、

又其規模ノ最も大ナル三重縣下ノ御木本眞珠養殖場ニ就キマシテ、専門ノ學者ニ依頼ヲ致シ、其調査ヲ致シタノデアリマス、其シテ、世界各國ニ之ヲ振撒キ、此國產品ノ調査ノ結果ハ、英文及佛文ニ翻譯致サレマシテ、「柏谷議長議長席ヲ退キ小泉副議長代リ著席」

デアリマス、斯様ナ外交官ガ歸朝ヲ命ゼラ
レルヤ、直ニ本省ニ戻リマシテ、各部ニ配
置サレ、倉皇トシテ事務ヲ執ルノデアリマ
スカラ、内地ニ於ケル産業ノ状態ナドヲ知
ルコトノ出來ナイコトハ、當然デアルト私
ハ考ヘルノデアリマス、隨テ日本ノ中デ如
何ナル事業ガ起テ居ルカ、如何ナル事ガ
有望ナ事業デアルカト云フコトノ分ラヌノ
ハ、是ハ無理カラヌコトデアリマス、斯様
ナ記事ノ海外商報上ニ現レルコトハ、是ハ
此事務ヲ取扱シタ所ノ二「一ノ役人ノ失態デ
ハナイ、寧ロ是ハ組織ノ缺陷ニ歸サナケレ
バナラヌト、私ハ信ズルノデアリマス、ソ
コデ私ハ御尋致シタイ、斯様ナ工合ニ兎角
外務省ノ通商局ニ於テハ、外交事務ニ忙殺
サレ、中々産業ノ調査マデハ行居カナイ、
此行届カナイ所ニ於テ、斯様ナ事務ヲ御取
扱ニナルコトガ、抑、ノ間違デアル隨テ日
本ノ海外貿易ヲ將來益、發展セシメント欲
スレバ、宜シク商工省ニ貿易局ト云フヤウ
ナモノヲ御置ニナリマシテ、此通商貿易ニ
關スル事務ヲ統一スルコトガ、最モ必要テ
アルダラウト信ズルノデアリマス、此點ニ
關シテ私ハ特ニ政府ノ御所見ヲ伺フテ、私
ノ質問ヲ終リタイト思フノデアリマス
○副議長（小泉又次郎君） 野村政府委員

午後三時十三分休憩

提出者	長岡 外史
飛行事業並補助艦ニ關スル質問主意書	一 昨年中ニ於ケル列國特ニ米露兩國飛行界ノ發展ハ驚クヘキモノアルニ對シ政府ハ陸軍ノ航空擴張年限ヲ繰上クルノ必要ヲ感セサルカ
二 我カ海軍ハ補助艦建造ニ沒頭シテ航空施設ヲ等閑ニスルノ傾アリ新聞ノ傳フル所ニ依レハ昭和二年度ニ於テ航空隊二隊半ヲ增設スヘキ豫定ナリシカノヲ半隊ニ止メ航空母艦「加賀」ノ建造ヲ止メ艦載飛行機ノ調辨ヲ所期ノ四分ノ一二減シタリト謂フカ果シテ事實ナルカ	三 陸軍ニ於テハ免モ角昨年度ヨリ四個師團ヲ減シ其ノ剩シ得タル經費ノ大部分ヲ以テ飛行設備ヲ擴張セムトスルニ反シ海軍ニテハ豫定ノ航空充實ヲ取り止メ莫大ノ費用ヲ掛ケテ補助艦ヲ造ルト謂フコトハ如何ニシテモ統制アル同一政府ノ下ニ在ル陸海軍トハ思惟セラレス政府ノ所見如何
四 我カ海軍ノ飛行機ハ其ノ數甚少シ政府ハ帝國海軍ノ有スル六十餘万噸ノ艦船ヲ敵ノ空中攻撃ニ對シテ果シテ豫シ得ルモノト考フルカ又我カ海軍ノ飛行機ノ威力ハ(耐波力、時速、航續力ハ)之ヲ隣邦ノ其ニ較ヘテ著シク劣等ナリ政府ハ尙遠洋ニ於テ	昭和二年三月十日

敵ニ對抗シテ偵察通信網ヲ確實ニ保持シ得ヘキ成算アルカ
五 艦砲射撃ノ命中ハ甚々困難ナリ縦令
中ルモ今日ノ進歩シタル戰艦ヲ擊沈ス
ルコトハ至難ナリ之ニ反シ飛行機ヨリ
投下スル爆彈ハ容易ニ軍艦ニ致命傷ヲ
與フルコトハ内外ノ試驗ニ於テ明瞭ナ
リ政府ハ補助艦ヲ大抵ニ切上ヶ航空機
ヲ多ク造レトウ國防ニ爲ニ有効ナリ

七 我カ邦飛行機ノ製造能率ハ極メテ貧弱ナリ戰時ハ一二箇月ヲ出テヌシテ補充供給ノ途杜絶スヘシ政府ハ戰時自給自足ノ法ヲ如何ニ考フルヤ

八 有力ナル航空輸送會社ノ設立ハ空中文明ヲ進メ空防ノ第一線勢力ヲ作ル爲ニ必要ナリトシテ歐洲列國ハ戰後直ニ國營的ニ著手シ其ノ成績驚クヘキモノアリ然ルニ我カ政府ニ於テハ來年度ノ爲ニ漸ク僅少ノ調査研究費ヲ積算シタルニ過ぎキス列國ニ於ケル斯業發達ノ經緯其ノ經營振等ハ政府ハ能ク承知シ居レル筈ナリ内地ニ創設スル爲ノ方法收支等モ亦承知シ居ル筈ナリ政府ハ何トカ工風シテ來年度早早有力ナル空輸會社ノ設立ヲ媒助スルノ意思ナキヤ

九 我ガ民間ニ於テハ空中輸送ノ不振ヲ憂へ數年前ヨリ私財ヲ投シテ内地竝外國ニ迄空輸ヲ實施シツツアルモノアリ其ノ義舉ハ嘗賞スヘシ而モ其ノ經營難ニハ深ク同情セサルヲ得ス若モ有力ナル航空輸送會社ノ設立カ一年又ハ其ノ以後ニモナル見込ナレハ政府ハ過渡期間右ノ私設團體ニ對シ一層踏入リテ補助スルノ意ナキカ又政府ハ新會社ノ設立及其ノ準備ニ關シ前記舊私設團體ノ事業ヲ考慮ノ中ニ置ク意思ナシトセハ其ノ事由如何

造船獎勵法的ノ國定法ナキニ依ルコト
明ナリ政府ハ航空機製造獎勵法ヲ設ク
ルノ意思ナキカ

右及質問候也

○長岡外史君 私ハ飛行機ト補助艦ニ關係致シマシテ、政府ニ質問ヲ申上ダタイノデゴザイマスル、第一ニ昨年度ニ於ケル列國ノ航空進歩ハ驚クベキモノデゴザイマス、極ク大略ヲ申上ダマスルト、亞米利加ノ軍用飛行機ガ二千三百臺、其外ニ約五千ノ商業飛行機ヲ持テ居リマス、航空年鑑、前ノ報告ニ依リマスルト亞米利加ノ戰時ノ飛行機臺數ハ八百十六、將校ノ數ガ——飛行國ニ進ミ行タルト云フコトハ、各國ノ共ニ將校ガ一万七千五百十六人ト申シテ居リマス、盛ナ有様デゴザイマス、其軍用飛行機々千三百乃至五百臺、其外ニ尚ホ澤山ノ商業飛行機ヲ持テ居リマスルが、例レモ「エンケヌボーリ」^{ボツカ一}式ノ最新、最良ノモノデゴザイマス、是モ亦驚入タルモノデゴザイマス、昨年ニ至リマシテ更ニ注意スベキ点、昨年ニ至リマシテ更ニ注意スベキ行機ヲ持テ居リマスル、例レモ「ダンスボーリ」^{ボツカ一}マデアルト傳ヘラテ居リマスル、尙本太キナノニナルト、百三十人乗ノ飛行機モ設計中デゴザイマスル、更ニ注意スベキハ、是ノ無着陸距離ガ非常ニ大ニナッテ、六千^{キロメートル}ニマデ只今ハ「レコード」^{ヨリ持シテ居リマスル、諸君、斯ノ如ク飛行機ガ大キクナリ、無着陸距離ガ延ビタト云フコトハ、取モ直サズ日本ヲ包ム所ノ大陸竝ニ海上カラ從前ヨリモ澤山ナ爆弾、照弾、毒瓦斯ヲ積ンデ、從前ヨリモ容易ニ日本ノ各都市ニ到着スルト云フコトヲ物語ルテ、其完成ヲ御急ギナサル必要ハ御認メナラニカ、第二問、海軍ハ艦ヲ造ルコトニ對シテ、日本ノ空防ハ頗ル危險ヲ感ブル次第ニ相成リマシタニ對シテ、政府ハ陸軍ノ航空擴張ノ年限ヲ確カ六箇年之ヲ短縮シテ、モノデゴザイマスル、是等ノ驚クベキ進歩ニ對シテ、日本ノ空防ハ頗ル危險ヲ感ブルニ沒頭ナシテ、航空施設ヲ等閑ニ遊バス嫌ガアル、新聞ノ報ズル所ニ依リマスレバ、}

來年度ニ航空二隊半ヲ擴張スル等アッタノヲ、唯、半隊ニ止メタ、航空母艦加賀ノ建造ヲ廢シタ、艦載飛行機ヲ初期ノ四分ノ一二減ジタ、果シテ是ハ事實カ、若シ事實デナイトスルナラバ、是等ノ完成期ハ何年何月デアルカ伺ヒタイ、第三、陸軍ニ於テハ免セ角昨年四箇師團ヲ減ジテ、是ガ爲三剩シ得タ所ノ費用ノ大部分ヲ以テ空中ノ施設ニ振シタ、之ニ反シテ、海軍ハ豫定ノ計畫マヂヲ縮メテ艦ヲ造ルト仰シヤル、ウシテモ統制アル所ノ同一政府ノ下ニ在ル陸海軍トハ考ヘラレナイ、平仄ノ合ハヌコト夥シ、政府ノ御所見如何、第四、海軍ノ飛行機ノ數ハ甚ダ少イ、多分三四百臺ニアラク、斯ノ如キ董ト本中勢ノ以テ、海軍ノ目下持テ居ル所ノ六十四万噸ノ軍艦並ニ横須賀、吳、佐世保等ノ造兵造艦ノ根據地ヲ援護スルニ足ルト御考ナサルカ、亞米利加ノ艦隊ニ於テハ、今日ハ約三百臺ノ飛行機ヲ載セテ、容易ニ之ヲ海上ヲ運搬スルコトガ出來ル、殊ニ戰時ニ於テハ尙ホ陸上ヨリ數百臺ノ飛行機ヲ飛バシテ、連日連夜空中攻撃ヲ續行スルモノト覺悟シナケレバナラヌ、之ニ對シテ海軍ノ空中勢力ハ微弱ニハ過ぎナイカ、艦隊ハ數十日ヲ費サナケレバ日本ノ近海ニ到著スルコトハ出來ナイガ、飛行機ハ宣戰布告ノ即日ニ日本ノ何レノ都市ニモ殺到スルコトガ出來マスル、海軍ニ於テハ軍艦ノ比率五、五、三、之ニ對シテハ甚シク神經ヲ御尖ラシナサルガ、隣國ノ三分ノ一乃至四分ノ一ホカナイト云フ空中勢力ニ對シテハ、甚ダ御冷淡ノヤウニ考ヘラレルガ、如何、更ニ注意スペキハ海軍ノ飛行機ハ其數ニ於テ少イノミ、ナラズ、其質ニ於テモ亦兩隣國ノソレニ遜色ガアルト考ヘル、現ニ臺灣ノ如キ少シ荒海ニ於テハ、先年來ノ演習甚ダ不結果デハゴザイマセヌカ、小笠原島マテ行クコトハ屢々金テラレタヤウデアルガ、今日マデマダ小笠原島マデニモオキデナサラヌデハゴザイマセヌカ、斯ノ如キ有様ニ於テ一旦戰時トナッテ、布哇若クハ比律賓ノ方向ニ對シテ、遠洋ノ上ニ十分ナル活動ガ御出来遊バシマスデゴザイマセウカ、之ニ對シテ偵察竝ニ通御考ナサルデゴザイマセウカ、一寸茲デ御断リ申シマスルガ、私ハ海軍ニ御世話ニヨンナレ、何等不平ノナナイ一事、何ダク私ガ

海軍ニ小言ヲ云フヤウダガ、是ハ科學ノ進歩ガ私ヲシテ斯ク言ハシメルト御承知ヲ願ヒマスル、第五、軍艦カラ擊ツ所ノ大砲ハ中ニ當リ惡イ、當ツテモ今日ノ進歩シタ所ノ軍艦ヲ叩キ付ケルコトハ出來ナイトハ言ハヌガ、極メテムゾカシイ、先年「ジャットランド」ノ美英ノ海戰ニ於テ、獨逸ノ「サイドワード」號ニ英吉利ノ艦隊カラ集メタ大口径砲弾二十四發ヲ當ブ、艦内ノ將卒ニハ死傷ハ起シタガ、軍艦ハビクトモシナイ、其速力ニ少シ變リモナカット云フ實戰的教訓ヲ、海軍デハ握ツテオボデナサル等デアル、ソレニ反シテ飛行機カラ打出ス爆弾ニ對シテハ、軍艦ハ一溜リモナイト云フ經驗モ亦海軍デハ御持チナサンテ居ル、兒島砲臺ノ昨年ノ破壊演習ニ於テ、海軍ノ飛行機カラ投付ケタ爆弾ハ、八十「プロセント」ノ命中ヲ得テ居リマスル、是ニ於テ私ハ言葉ヲ改メマシテ、海軍大臣ニ向ヒマシテ、海軍ノ爆弾投下術ガ斯クマヂニ進歩致シタト云フコトニ付キマシテ、深厚ナル調意ヲ閣下ニ捧ゲマスル、又此演習ニ參加シタル飯塚、岡田、佐々木、丸山其他以下ノ將卒三向シテ、一國民ノ聲トシテ、議會ヲ通ジテ御禮ヲ申上ダタイノデゴザイマス、併シ氣ノ毒ダガ、軍艦ニ向ヒマシテハ、科學ノ進歩ガ大ナレバ大ナル程、君達ノ壽命ハ危險ナルモノト御諦メナサセ、其影漸次暗クナルモノトノ御悔ミヲ申上ダンケレバナリマセス、海軍ノ軍人中ニハ、帝國海軍ハ攻勢防禦ヲ取ラナケレバナラヌ、ソレガ爲ニ莫大ノ補助艦ヲ要スルト說キ廻ル者ガアル、甚シキハ新聞ニマデ出シテ國民ヲ迷ハサンタル者ガアル、驚入ツタコトデアル(ヒヤー)、帝國海防ノ根本主義ハ、何所マデモ太和民族ガ平和ハ愛好スルト云フ傳統的ノ國民性ノ發露トシテ、專守防禦アラネバナラヌ、布哇ヤ比律賓ヤ新嘉坡ニ向テ、ノソノソ出掛けテ行クノデハナイ、日露戰爭間、東鄉サンハ此主義ヲ遺憾ナク徹底ナサニ居ル、即チ敵ヲ對馬海峽ニ邀へ、逸ヲ以テ勞ヲ討チナサツタ爲ニ、斯ノ如キノ古今未會有ノ大勝利ヲ御占メニ相成ツ、若モ東鄉サンガ、攻勢防禦ナント云フ馬鹿議論ニ迷ハサレテ、ノソノ出掛けテ行シタナラバ、勝敗ハ或ハ逆サマニナッタカモ分リマセス、酷イ目ニ御遭ヒナサツカモ知レナイ、海軍ガ果シテ東郷サンノ趣旨ニ從シテ、專守

禦ヲ御執リナサルナラバ、日本ノ海防ハ極メテ容易デアル、即チ「ラヂオ」無線電信、水雷、潛航艦、飛行機、飛行船等ヲ發達サシテ、是等ヲ統制フシテ、其全智全能ヲ盡シタナラバ、日本海軍ガ支那海、並ニ日本ノ領海ヲ侵スベカラザルノ域ト爲スコトハ、サウムゾカシクハアルマイ、是ガ即チ國防ノ經費ヲ最小限ニ減ジテ、却テ國防ヲ堅クスル所以デハゴザイマセヌカ、政府ノ所見如何、次ニ飛行船、飛行船ハ日本ニ於キマシテハ、甚シク幼稚デゴザイマスル、政府ハ之ヲ軍用ニ用ユル御考ハナインデアラウカ、然ルニ歐米諸國ニ於キマシテハ、軍用トシテモ大ナル進歩デゴザイマスル、民間ニ於テモ亦サウデゴザイマスル、先般北極探検ニ成功シタル「ノルダ」號ノ如キ其一例デアル、斯ノ如クニ外國ニ於テハ、非常ナル進歩デアルノニ、日本デハ漸ク昨年伊太利ニ於テ、半硬式ノ飛行船ヲ御誂ヘ三、ナツタニ過ギナイ、只今ハ霞ヶ浦ニ於テ其組立中デアル、陸海軍ガ飛行船ニ對シテ熱度ノ足ラナイコトハ右ノ如キモノデゴザイマスル、何カ政府ニハ深イ御考ガアルノニアラウカ承リタイ、次ハ飛行機ノ壽命ハ御承知ノ通り甚ダ短イ、戰時ニ於キマシテハ、百五十時間位デアラ、即チノベツニ使ツタラバ、五日カ六日デ廢物ニナルノデアル、大多數ノ補給ヲ要スルノデゴザイマスル、是ガ各國政府ガ苦心慘憺トシテ居ル次第デゴザイマシテ、其趣ハ政府ニ於カレマシテモ能ク御承知ノ筈デアル、戰時自給自足ノ法如何、第八、輸送會社ノ設立ハ空中ノ文明ヲ進メ、空軍ノ第一線ヲ形ヅクル爲ニ必要ナリト致シマシテ、戰爭ノ終ルヤ否ヤ、各國共ニ殆ド國營的ニ獎勵ヲ致シテ居リマスル其有様ハ、並ニ今日ノ營業振及之ヲ日本ニ持來ルトシテ、其收支計算マデモ、航空局デハ確ニ御分リニナツテ居ル筈、然ルニ今年僅カ一万二千圓ノ調査研究費ヲ御積算ナツタニ過ギナイ、此間モ貴族院ノ鎌田榮吉君ガ暹羅ニ行フテ、「ジングラ」カラ盤谷ニ渡ラウト云フノニ、生憎汽船ノ都合ガ惡イ、ソコデ政府ノ大官ノ言フニハ宣シイ、飛行機デ御送リ致シマセウ、然ラバ船ナラ

バ二日間ダガ、飛行機ナラバ七時間デ行ケルカラケウナサイ、斯ウ言タ時ニ、其節ノ語ニ私ノ國ハ山ガ多ク且ツ高ク、交通不便ナル其山奥ニ、此間激烈ナ痴瘡ガ流行シタ、ソコデ醫者ト瘦瘡種ヲ飛行機ニ乘セテ送リ届ケテ、瞬キ間ニ即キ付ケテシマツトト云フコトガゴザイマズル、暹羅國既ニ然リデアル、英米其他諸國ノ航空輸送ノ驚クベキ進歩モ、政府デハ能ク御分リニシテ居ル、何トカ政府ハ議會明ケ早々種々ナ差緯ニ於テ、此輸送會社ノ設立ヲ媒達ナサルト云フ御考ハナイカ、第九トシテ御尋ヲ致シタイノハ「早ク頼ヒマス」トナイント者アリ、成ベク「スピード」ヲ掛ケテ全速力デ早くヤツテシマヒマス、後トモウツデス――

軍、或ハ海軍ト照應シテ全智全能ヲ盡サシムルコトが出來ル、是ガ戰ニ勝ツ所ノ唯一ノ方法デゴザイマスル、之ニ對スル政府ノ御所見如何、伺ヒタイモノデゴザイマス（拍手）
○國務大臣宇垣一成君登壇
○國務大臣（宇垣一成君）只今長岡君カラ空中國防ニ關シテ、色ニ御高見ヲ拜聽致シマシタ、爲ニ啓發スル所頗ル大アフルト存ジマス、今後ノ施設ニ付テハ相當ニ攻究モ致シテ見ル考デアリマス、尙ホ只今御質問ノ各點ハ能ク攻究致シマシテ、追テ書面ヲ以テ御答辯申上ダマス（拍手）
○副議長又次郎君（海軍大臣ヨリ答辯ハアリマセカラ、是ニテ質問ハ終了致シマシタ、佐藤富十郎君外三名ヨリ政府ノ答辯書ニ對スル意見陳述ノ申出ガアリマシタガ、是ハ他日ノ機會ニ譲リマシテ、直ニ是ヨリ日程ノ議事ニ入りマス——井本常作君
○井本常作君（議事日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、即チ政府提出「電氣事業法中改正法律案ヲ上程シ、委員長ノ報告ヲ求メ其審議ヲ進イラレシコトヲ望ミマス）
○副議長（小泉又次郎君）井本君ノ動議ニ御異議ナシト認ノマス、仍テ動議ノ如ク日程ヲ變更シ、電氣事業法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長竹内友治郎君
電氣事業法中改正法律案（政府提出）
第一讀會ノ續（委員長報告）
一電氣事業法中改正法律案（政府提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和二年三月十五日
委員長
衆議院議長柏谷義三殿
希　　望條項
現行電氣事業法ハ時運ノ發達ニ適應セヌ事業者ノ不便ヲ感スルコト尠カラサルト共ニ一般需用者ノ利益ヲ擁護スル點ニ於テ不備ナルモノアリ政府ハ速ニ電氣事業法全般ニ亘リ改正ヲ企テ國民ノ要望ニ副法ヘルニ付テ、此改正法律案ノ極巧之筋（竹内友治郎君登壇）

アグノニアリマス、第一本黨ノ原夫次郎君ニ依テ最毛熱心ニ論ゼラレタル所ノハ、委員諸君ハ勿論何等御異存ハ無カッタノデアリマス、質問應答ニ於テ特ニ諸君ニ御紹介申上ヘキモノト思ハルノハ、三點アグノニアリマス、第一本黨ノ原夫次郎君ニ依テ最毛熱心ニ論ゼラレタル所ノハ、ノデアリマス、質問應答ニ於テ特ニ諸君ニ御紹介申上ヘキモノト思ハルノハ、三點上界シテ正當ナリト云フ、最も根本的ノ御議論デアグノニアリマス、之ヲ日本銀行ノ有ニ歸スベキモノデハナイカ、又今回法律ヲ設ケテ之ヲ國庫ニ歸屬セシムルト云フコトハ、法理解説トシテハ、之ヲ日本銀行ノ有ニ歸スベキモノデハナイカ、又政府當局トノ間ニ於テモ、懇談會ヲ設スニ至リマシテ、種々論議サレタノデアリマスルガ、結局ニ於テラザルガ故ニ、之ヲ國庫ニ歸屬セシムルヨトハ、法理上正當テアルト云フコトデアグノニアリマスガ、此點ニ付テ結局原委員ハ定スル所無シ、故ニ今回本案ヲ以テ決定スルノデアル、而シテ事ハ既得權ノ侵害ニシテラザルガ故ニ、之ヲ國庫ニ歸屬セシムルヨトハ、法理上正當テアルト云フコトデアグノニアリマスガ、此點ニ付テ結局原委員ハ之ヲ諒トセラレタト私ハ認メタノデアリマス、次ニハ整理期限ノコト、御承知ノ如クハ、整理期限ノコト、御承知ノ如クハ、昭和十七年三月三十一日、即チノ御令ノ御見解ハ、現行法ノ解釋トシテハ――現行法ハ此點ニ於テ何等規定スル所無シ、故ニ今回本案ヲ以テ決定スルノデアル、而シテ事ハ既得權ノ侵害ニシテラザルガ故ニ、之ヲ國庫ニ歸屬セシムルヨトハ、法理上正當テアルト云フコトデアグノニアリマスガ、此點ニ付テ結局原委員ハ之ヲ諒トセラレタト私ハ認メタノデアリマス、次ニハ整理期限ノコト、御承知ノ如クハ、昭和十七年三月三十一日、即チノ御令ノ御見解ハ、現行法ノ解釋トシテハ――現行法ハ此點ニ於テ何等規定スル必要ガアルカト云フ、頗る堂識的ノ質問ニ對シテ、政府當局ノ御辯明ハ、御議論デアグノニアリマス、然シテ置ケバ一般會計ニ入スル、然ルトキハ歲計膨脹ノ端ヲ啓クノ虞ナシトセズ、而シテ今日ニ於テ將來ノ事考ヘルナラバ、兎毛モ、我國債ノ原夫次郎君ニ對シテハ、本黨ノ小川郷太郎君等ヨリ、ズルコトハナイン、贈スノデアラウト思ハレル、故ニ此點ニ重キヲ置キ、震災手形補償公債還ニ充テルト云ハレルガ、併ナカラ法文ニハ見エナイデハナイカ、果シテ其意思ガ貫徹シ得ルノデ

アルカドウカト云フ質問ガアツダノデアリ
マス、之ニ對シ政府當局ハ即チ行政上ノ方
針ヲ示セルニ過ギナ、斯ノ如キ御答辯デ
アツタノデアリマス、然シテ是等ノ質問應答
ヲ重ねタル後委員ヨリ修正案トナツ居リ
マス所ノ事項、即チ原案ノ「十五箇年」ヲ
「十二箇年」トスルト云フコトニ相成シタノ
デアリマス、其理由トシテ同君ノ御述ニナ
タ所ヲ簡単ニ御紹介致シマスレバ、第一ニ
成ベキ早ク國庫ニ入ルコトガ、財政ノ又次
見地ヨリ見テ歓迎セキコトデアリ、又次
ニ印刷能力製造ノ工程並ニ從來ノ兌換券ノ
發行停止トナツテ凹版セラレタ實績ニ徵シ
テ、十五年ハ長過ぎル、寧ロ十二年位デモ
大丈夫デアル、是ガ爲ニ國民ニ迷惑ヲ掛ケル
コトハナシ、殊ニ第一條ニ於テ但書ヲ設
ケ、政府及日銀ニ於テ受入レル場合ハ強制
通用力カ有ルノカラ、旁、以テ宜シイデハ
ナイカト云フコトニナツタノデアリマス、
ニ付ト云フコトニナツタノデアリマシ
タ、又希望條件ト付ス、第四條ニ關聯ス
ル希望條件トシテ、社會事業ニ此利得金ヲ
使フコトモ、是亦一ツノ價値アル方法デアラ
ウト思フ、之ニ付テ政府ハ將來折角攻究セ
ラレタトイト云フ希望條件ガ生レタノデアリ
マス、是亦御手許ニ回付シテアル善デアリ
マス、以上が大體ノ要點デアルト私ハ考ヘ
ルノデアリマス尙ホ此委員會ニ於キマシ
テハ、本案ニ直接關係ノ無伊事ニ付テモ御
議論シガタノデアリマスガ、是ハ一切モ御
報略致シマシタトイト思フノデアリマス、以上御報
告致シマス(拍手)
○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ付テ賛成
ノ通告ガアリマス、鳴店哲君

(鳴店哲君登壇)

○鳴店哲君 私ハ此兌換券整理法案ニ付キ
マシテ、極ク簡單ニ私ノ主張シタ希望條件
ニ關スルコトヲ申述ベテ見タ一ト存ジマス、
今回提出サレマシタ兌換券整理法案ノ根本
ニ付テ之ヲ整理スルト云フコトニ付テハ、
是ハ何異議ノ無イ科ハ當然也、斯ノ如キ御答
辯テハ、且ツ之ニ對スル修正ガアリマシタ
ガ、此點ニ付キマシテモ吾々ハ全ク同シ意
見ヲ持テ居ルノデアリマス、併ナガラ此
法案ニ付キマシテ、片岡大藏大臣及政府當
局ノ説明スル所ニ依リマスト、其根本觀念
ニ於テ誤失シタル其金ノ政府ノ利得ニナ
ル、其金額ニ對スル政府ノ費途ニ對スル觀
念ニ付テハ、根本之私ハ反對ノ意見ヲ有
スル者デアリマス、御承知ノ通り此兌換券
ノ整理ニ當リマシテ、是ガ明治十八年五月
ヨリ今日ニ至ル間ニ、其累計ニ於テ五十七
億ニ達スル兌換券が發行サレタ、其兌換券

ノ中デ今日マニ減失毀損サレテ通用シナ
クナタモノ、額ト云フモノハ、洵ニ龍大
ナル額ニナシテ居ルノデアリマス、殊ニ此
滅失シタルノ重大ナル額ト云フモナ
ハ、例モ關東ノ大地震ニ於テ燒失シタル
額ト云フモノハ、是ハ驚クベキ額ニ達シテ
居ルノデアリマス、此點ニ對シテ私ハ政府
當局ニ其數額ニ付テ意見ヲ尋ネテ見マシ
ケレドモ、政府ハ的確ナル材料ノ下ニ、之
ニ對シテ明各ハ與ヘラレナイ、唯、政府ノ
考トシテ、約四千方圓位ノ程度ノモノデア
ラウト御答辯ニ上ルノデアリマス、此
ガ、是ハ當時等ソコニ材科統計ニ基シヲ
置イタ數字ニアリマセヌ、ノミナラズ經
驗シテ居ルモノ又見マシテモ、四万二足ラ
ハ、政府ノ利得トナル金ト云フモノハ、
七八千万圓程度ニ上ルデハナカラウカト思
フノデアリマス、勿論は徐々ニ減ジテ居
クト云フコトハ事實ニアリマスルケレドレ
モ、此累計五十七億ニ達スル、此四十何年
間ト云フ間ニ失ハレタル額、此中ニハ殊ニ
關東大震災ト云フモノガ含マレテ居ルノデ
アルノデアリマス、私ハ此額ノ總計ニ於テ
厖大ナル額トナシテ居ル上云トコトヲ
信ジテ疑ハナイ者ニアリマス、此額ノ内容
ヲ精細ニ調ベテ見マスレバ、即チ震災以外
ニ消滅シタルノ平年度ニ減失シタルモノ
ノ、内容ヲ調査シマスト、日頃現金ヲ取扱
フト云フ者ハ、ドナカト云ヘバ、中産及
庶民階級ニ屬シテ居ルノデアリマシテ、上
流階級、資本者階級ト云フモノハ會計係ヲ
置クトカ、小切手ノ使用上云フヤウナリ
モノデ、直接現金ハ取扱ハナイドニアリマ
ス、例ヘバ銀行ニ實境現金が無クナシタ、斯
ウ云フ場合ニ其現金ノ無クナタ責任ハ誰
ガ負フカト云フト、重役ガ負フノデモナク
頭取ガ負フノデモナク、又銀行ノ損デモナ
イ、其銀行ノ使用者人デアル者カ、自分ノ手
落トシテ之ヲ賠償シカレバナラヌト云ト
現状ニ在ルノデアリマシテレバ、斯様ナルコ
ヲ考ヘテ見マスルト、兌換券其モノヲ滅失
或ハ毀損スル程度ノ人ハ、寧ロ中産以下ノ
方ニ多イト云フコトハ、是ハ見易キ理デア
ルノデアリマス、殊ニ震災當時ニ於キマシ
テ、其現状ヲ見マスル時ニハ、所謂金持デ
アルトカ、資本者用意アルトカ云フ方々ナ
ラ、金庫ノ備ヘヲ爲ストカ、或ハ地ト室
ニ堅牢ナル物ヲ造テ居ルトカ、其外色ニ
ナル方法ニ於テ兌換券ヲ保護スル上ニ於
ハ十分ナル設備ヲ持テ居ルノデアリマス、

ソレデアリマスカラ、此震災ニ於テモ十分ナル設備ニ於テ、其滅失毀損ヲ免レタ人ガ随分多イノデアリマス、併ナガラ金庫ノ場合ニ於キマシテモ、斯シナ大事ニハ遇レシノデアリマスカラ、斯ニハ金庫が焼ケテシマツタト云フ場合モアル、即チ左様ナル用意ヲシタルモノガ役ニ立タカツタ場合ガアルノデアリマス、ケレドモ其役ニ立タナカツタ場合ト雖モ、其中ニ残ニテ居タ焼爛レタ所ノ紙幣、焼爛レタ所ノ證券ト云フモノヲ、其儘ニ日本銀行ヘ持テ行テ、換ヘテ貰タト云フ事實ガ澤山ニアルト云フコトハ、是ハアルマスカラ假令サウ云ノ明害デアル、デアリマスブルカラ假令サウ云ノ明害デア罹テモ、左様ナ設備ノアル者ハ、兌換券ノ交換ニ依テ、其滅失毀損ヲ免レタ例ハ澤山ニアルノデアリマスカラ、日頃左様ナ用意ノ無イ者ハ——身一ツデ逃ダテ出タ者ハ、ソニ多クノ庶民階級、貧士階級ガ、此震災ニ依テ——大部分ガ是等ノ人ニ屬シテ失ハレタド云フコトハ、是ハ見易キ理由デアルノデアリマスカラ、此見易キ理由テアル庶民階級及中産階級以下ノ貧士階級ノ失ハタル大部分ノ金ヲ、今度政府當局ガ說明スル所ニ依リマスルト、是ハ震災手形——主トシテ震災手形ノ此振當ニ行フ國債ノ償還資本家或ハ富豪ノ尻拭ヲスル結果トナルト言ハレテモ、強チ之ヲ否定スルコトハ出來ニ充テルト云フニ至テハ、私潤ニ驚イタ次第デアルノデアル、即チ葉菴平タク申シマスレバ、貧乏人ヨリ集メタ金ヲ以テ、トシテ震災手形ノ此振當ニ行フ國債ノ償還タル大部分ノ金ヲ、其當時本會議大藏大臣ガ其事ヲ演説ナサツテ居リマスカラ、私ハ速記ニ依テ之ヲ讀ン見タイト思ヒマス、右繰八ニ依ル償還スル國債ハ主トシテ震災手形ノ爲メ震災手形整理ノ爲メ發行セル國債ト爲スノ方針デアリマス「斯ウ云フコトヲ最初ニ述ベラテ、ソレカラ其後ニ於テハ色モ其滅失サレタコトヲ述べラレタ其後ニ「然ラク國が負擔スル所ノ大震災手形ハ一億内ニ之ヲ充當スルト云フコトハ、震災手形其モノハ今回ノ大震災手形ヨリ生ジテ來タモノデアリマスカラ、是ガ一番妥當ナリト信ジタニ過ギマセヌ」ト申サレテ居ルノデアリマス、即チ此大震災手形一部生ジタル此貧士階級、下層階級カラ其大部分ヲ占メラレ居ル此滅失補償スルハ、即チ此震災手形ト稱スル、政府が補償スル一億ノ其震災手形ノ償還ニ充ツルノガ「震災ト云フモノノカラ生レテ居ルノデアリマスカラ、是ガ一番妥當ナリト云フコトヲ大藏大臣ガ茲ニ言明サレテ居ルノデアリマス、私ハ此言明ヲ見テ實ニ驚イタノデアリマス、

第五條 防火地區内借地委員會ハ五人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス
第六條 防火地區内借地委員ハ特別ノ知識經験アル者其外他適當ナル者二就き毎年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス
第七條 防火地區内借地委員會ノ決議ハ委員ノ過半數ニ意見ニ依ル
第八條 防火地區内借地委員會ノ評議ハ祕密トス
第九條 防火地區内借地委員ニハ旅費、日當及止宿料ヲ給ス其ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十條 本法ノ裁判ニ對シテハ即時抗告トス
前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔國務大臣江木翼君登壇〕
本法施行ノ地区ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔國務大臣江木翼君登壇〕
○國務大臣(江木翼君) 市街地建築物法三
儀ツマシテ指定セラレタル甲種防火地區内
ニ於キマシテハ、建物ノ構造ニ付キ著シキ
制限ガアルノデアリマシテ、借地權者ガ是
等ノ地區内ニ於テ建物ヲ築造セントスル場
合ニハ、從來ノ借地契約通りニテハ、幾多
ノ支障ヲ生ズルモノガアルニデアリマス、
仍ニ必要ヲ認メマシテ本案ヲ提出致シタル
ノデゴザイマス、何卒御審議ノ上、速ニ御
協賛ヲ與ヘラレんシトヲ希望致マス
○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對シテ質
疑ノ通告ガアリマス、萬木益太郎君
「萬木益太郎君登壇」
○高木益太郎君 防火地區内借地權處理
法、之ニ付キマシテ復興計畫ノ當局者ニ謝
シテ御尋致シタインデアリマス、第一ニ廿
億計畫ト云フモノハ、凡ソ創億デ仕上ヌ

ナ金ヲ以テ構へタル建物アリマスカラシテ、サウシテ此郡部ト比較スルト、今火事ハ罹災地ハ少ナイ、却テ震災地以外ノ方が多イノデアリマスカラ、急イデ之ヲ打壊ス必要ハナイ、然ラバ此勅令ノ四百十四號ノ假建築ヲ十年延バスト云フコトデアレバ、隨テ今日ノ建物モ其取壊シト云フモハ厲行スル理由ハナインデアリマスカラシテ、モウ少シ此民力ノ恢復スル迄待ツノガ當然デハナイカ、假建築ノ期限バカリ十一年延長シタ所ガ、其建物ヲドント打壊シタ日三ハ何ニモナルモノヤナイ、ソコデ兩三日前ノ朝日新聞ヲ見ルト云フト、復興局長官ノ意見トシテ出テ居ル所ニ依ルト、區劃整理ニ全力ヲ注イデヤルト云フコトヲ御發表ニヤッテ居リマスケレドモ、是ハ餘程私ハ御考達ヒテハナイカト考ヘル、是ハ勿論政治ノ大方ラドウカト云フ極小サイ問題デアリマス、區劃整理ヲヤッタ所ガ、東京ノ經濟、財政、防災、衛生、交通、運輸、是が本來此復興計畫ノ目的ナシト考アル、片ノ方ノ假建築間口二間半ノモノコトヂヤナイ、工事ラドウカト云フ極小サイ問題デアリマス、區劃整理ヲヤッタ所ガ、東京ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハ新闇ヲ宣傳ノ材料ニシテ、何ト云フト、何ヲ二間ニ爲シ、二間ノモノヲ一間半ニシタ所ガ何ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハ

ノ二間ニ爲シ、二間ノモノヲ一間半ニシタ所ガ何ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハコトヂヤナイ、工事ラドウカト云フ極小サイ問題デアリマス、區劃整理ヲヤッタ所ガ、東京ノ經濟、財政、防災、衛生、交通、運輸、是が本來此復興計畫ノ目的ナシト考アル、片ノ方ノ假建築間口二間半ノモノコトヂヤナイ、工事ラドウカト云フ極小サイ問題デアリマス、區劃整理ヲヤッタ所ガ、東京ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハ

ノ二間ニ爲シ、二間ノモノヲ一間半ニシタ所ガ何ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハコトヂヤナイ、工事ラドウカト云フ極小サイ問題デアリマス、區劃整理ヲヤッタ所ガ、東京ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハ

ノ二間ニ爲シ、二間ノモノヲ一間半ニシタ所ガ何ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハコトヂヤナイ、工事ラドウカト云フ極小サイ問題デアリマス、區劃整理ヲヤッタ所ガ、東京ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハ

ノ二間ニ爲シ、二間ノモノヲ一間半ニシタ所ガ何ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハコトヂヤナイ、工事ラドウカト云フ極小サイ問題デアリマス、區劃整理ヲヤッタ所ガ、東京ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハ

ノ二間ニ爲シ、二間ノモノヲ一間半ニシタ所ガ何ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハコトヂヤナイ、工事ラドウカト云フ極小サイ問題デアリマス、區劃整理ヲヤッタ所ガ、東京ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハ

ノ二間ニ爲シ、二間ノモノヲ一間半ニシタ所ガ何ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハコトヂヤナイ、工事ラドウカト云フ極小サイ問題デアリマス、區劃整理ヲヤッタ所ガ、東京ノ甲斐ガアル、結局ハ只今司法大臣ノ仰セノ如ク、本建築ヲスルト云フコトガ目的デハナイカ、動モスレハ復興局長官ハ

デアルカト云へバ、區劃整理委員ノ御手盛
デアル、自分ハ區劃整理委員ニナツカラ
角店ニナルト云フコトデ、區劃整理委員
區劃整理委員ト云シテ、非常ナ勿得ガ
生ジテ居ル、然ルニ今度ノ提案ナリト云
フト、擔當人ノ廻避忌避ノ規定ト云フモノ
ガ無イ、是ハ甚ダ時勢ノ要求ニ副ハナイ事
デハナイカ、凡ソ其局ニ當ル者ハ、公平無
私ニ仕事ヲジナケレバナラヌノニ、御手盛
ヨシテヤルト云フコトニナレバ、是程弊
ノ生ズルコトハナニ、現ニ土地收用法ニ付
テハ、自分ノ親族、自分分ノ會社ノ代表者デ
アレバ、其會社ノ重役ハ自分ノ會社ノ問題
ニ付テハ關係スルルコトハ出來ナイコトニ
ナツテ居ル、然ルニ今度ノ提案ナ見ルト云フ
ト、其事ヲ擔當シタ者ニ對シテ、廻避忌避
ノ規定ヲ無イノデアリマス、是ハ不都合ナ
事柄デ、此結果ト云フモノハ必ず公平十積
リデヤンタモノニ、又ハ親族ノ關係トカ、窓
ナハ會社ノ重役ノ關係トカ云ヤウナ色
色ノ、私ハ非難ガ起ルト云フコトハ疑ヒナ
イ、總テノ法律ヲ見ルト、刑事訴訟法ヲ始
メ、廻避忌避ノ規定ノナイモノハナイ、土積
地收用法ニシテモ、一昨日審議シタノデア
リマスガ、是ガアリマス、然ルニ本案ニ
付テハ是等ノ規定ヲ無イト云フコトハ、ドウ
シテ雙方ノ言フコトノ事實ヲ聽イテ、其所
デ調べテ、シコデ裁判ヲスルノガ當リ前デ
アルノニ、此規定ヲ見ルトサウ云フ方法ヲ
合ニ依テハ協議が調ハタクタ時ニハ、憲
法ノ規定ニ依テ對番、公開即ち辯論ヲ
レバ、證人ヲ調べルコトモ出來ナケレバ、
甚ダ靴ヲ隔テ、痒イ所ヲ搔クヤウナ感ジヲ
持ツノデアル、況ヤ當リ前ノ事デアレバ、
大審院ヘ持テ行カコトガ出来ナイノニ、今度
ノ規定デハ持テ行クコトガ出来ナイノニ、經
は吾々ノ同志モ何デモナイ、隨テ五代前
トガ政権ヲ圖リ、金儲ケヲセレト云フコ
トガカリヲ責メルノデハアリマセス、是
日ノ内閣ハマダ上ノ方ノ方々ハ吾々ノ同
志が出て居ルケレドモ、實際事務ニ當ル人
ハ吾々ノ同志モ何デモナイ、隨テ五代前
ニ決メタ此惡習慣ヲ其儘踏襲シテ居ルノ
デアル、法律ノ施行ノ上ニ於テ非常ニ東京
市民ハ困難ヲ訴ヘテ居ルノデアリマス、是

ハ眞ニ訴ヘテ居ル、若シ復興局長官ガ私ノ言フコトガ嘘デアルト云フナラバ、震災地ノ每戸ニ就テ御覽ナサイ、非常ナ不平ヲ訴ヘテ居ルノデアリマス、ドウカ之ニ付テ、メテ吾々ハ非常ナル前途ナリ良い長官ヲ得タ、思テ歓迎シテ居ル譯ナリマスカラ、深切ニ算盤ノ關係ヤ何カニ付テ御説明願ヒタク、東京市民ハ此速記録見テムシタナラバ、非常ニ安心スルコトガ出来ルコトデアラウト私ハ考ヘマスカラ、十分深切ナル御説明ヲ仰ギタインデアリマス

(政府委員堀切善次郎君登壇)

○政府委員堀切善次郎君　本法ノ審議ヲスルマデ區劃整理中止スベシト云フ根本ノ御考ノ下ニ色ニ御質問ニナリマシタガ、根柢ノ御質問ニ付キマシテハ、政府甚ダ遺憾ナカラ御所見ヲ異ニ致シマスルユコトヲ

沟ニ遺憾ニ存ジマス、復興計畫ハ——復興事業ハ何億ヲ以テ仕上ダル積リカト云フ第ノ御問ニ付キマシテハ、復興計畫ハ御承知ノ通り約五億七千万圓ノソレニ對シテ此本議會ニ於テ既ニ衆議院ノ可決ヲ經マシタ廣イ意味ニ於キマシテノ復興ト申マスルコレバ、各個人ノ建築等ノ費用ヲ抱含スルコト、存ジマスカ、是ハ所謂帝都復興事業ノ御考ハ同感テアリマシテ、ソレニ基キマシタ計畫ノ中ニハ八入レテ居リマセヌノテスカラ、私カラ申上ダルコトヲ略シマス、第二段ノ御質問ノ「バラック」令、——所謂「バラック」令ノ延期ノ問題ニ付キマシテハ、大體ト、存ジマスカ、左様御承知ヲ願ヒタイト忠ヒマスカラ、復興豫算ノ不足ノ御質問ニ付キマシテ、復興豫算ノ不足ノ御質問ニ付キマシテ、ソレデモ尙ホ不足ノ點ニ付キマシテハ、前ニ御決議ヲ經マシタ二千三百万圓ノ外、尙ホ東京市ノ興復シマス仕事ニ付テ幾分ノ不足ヲ生ズルノデアリマスカ、ソレニ付キマシテハ、横山君ノ質問ニ對シテ書面ヲ以テ御答フ申上ダタ通リデアリマス、「拍手」共同建築法案ヲ何故提案アシナイカ、ドウナラブ居ルカト云フ御問ニ對シマシテハ、共同建築ニ關シマスル法案ハ、此防火地區内借地權處理法案トハ全然別問題ト考ヘテ居リマス、是ニ關聯シナイト考ヘテ居ルノデアリマス、此法案ニ付キマシテハ研究ヲ慎重ニ進達シテ居リマスカ、未現行法ノ儘乎以チ度シテモ、民法ノ組合ノ規定、或ハ商法ノ會社ノ規定等ニ依リマシテモ、幾分カ目的ヲ達スルコトガ出來ルノデアリマスカ、更ニ尙

第二 右議案ノ審査ヲ付託ス

ノ計畫ハ持テ居リマセヌ、復興局ト致シテ居リマスノデ、其點ニ付キマシテ、例ヘバ東京ノ防火建築ヲ——全部防火建築ヲ仕上ダルトシマスレバ、建築費約四億圓ヲ要スルト云フ調ハアリマスルガ、是ハ何時マニドウカノフニシテヤッテ行クカト云フコトニ付テハ計畫ニアリマセヌ○副議長(小泉又次郎君)　日程第一、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト

第三 保稅倉庫法中改正法律案（政府提出）第一讀會

○井本常作君 本案ハ横山勝太郎君外一
提出借家法中改正法律案ノ委員ニ併セ付託
セラレントコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長〔小泉又次郎君〕 井本君ノ動議ニ
ハ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク
決シマス、——日程第三及第四ハ關聯セル
議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御
異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長〔小泉又次郎君〕 御異議ナイト認
メマス、仍テ日程第三、保税倉庫法中改正
法律案、第四、保稅工場法案ヲ一括シテ第
一讀會ヲ開キマス、武内政府委員

保稅倉庫法中左之通改正又

○副議長（小泉又次郎君）御異議ナイト認
マス、仍ナ日程第三、保税倉庫法中改正
法律案、第四、保税工場法案ヲ一括シテ第
一讀會ヲ開キマス、武内政府委員
第三、保税倉庫法中改正法律案（政府
提出 第一讀會
保税倉庫法中改正法律案

定ムル所ニ依リニ改ム

○副議長小泉又次郎君、御異議ナイト認マヌス、仍ナ日程第二、保税倉庫法中改正法律案、第四、保税工場法案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、武内政府委員

第三 保税倉庫法中改正法律案（政府提出）第一讀會

提出 保税倉庫法中改正法律案

第一條中「外國ニ輸出スヘキ」ヲ「命令ノ

仕分其ノ他人手入ヲ爲ヌコト

○副議長 小泉又次郎君 御異議ナイト認
メマス、仍テ日程第三、保税倉庫法中改正
法律案、第四、保税工場法案一括シテ第
一讀會ヲ開キマス、武内政府委員

第三 保税倉庫法中改正法律案（政府
提出 第一讀會
　　保税倉庫法中改正法律案
第一條中「外國ニ輸出スヘキ」ヲ「命令
定ムル所ニ依リ」ニ改ム
第一條ノ二 保税倉庫ニ於テハ稅關長人
許可シタル範圍内ニ於テ貨物ノ改装、

國貨物三外國貨物ニ、外國
貨物ニ使用セムトスルトキ

○副議長・小泉又次郎君、御異議ナイト認マス、仍ナ日程第三、保税倉庫法中改正法律案、第四、保税工場法案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、武内政府委員貞
第三、保税倉庫法中改正法律案（政府提出）第一讀會
保税倉庫法中改正法律案
第一條中「外國ニ輸入スヘキ」ヲ「命令ム定ムル所ニ依リ」ニ改ム
第一條ノ二、保税倉庫ニ於テハ税關長人許可シタル範圍内ニ於テ貨物ノ改装仕分其ノ他ノ手入ヲ爲スコトヲ得前項ノ場合ニ於テ手入ノ資料トシテ内國貨物ヲ外國貨物ニ、外國貨物ヲ内國

第三條 保稅倉庫ニ藏置シタ
ノ輸入税ハ輸入ノ時ノ性質ヲ

○副議長 小泉又次郎君 御異議ナイト認
メマス、仍ナ日程第二、保税倉庫法中改正
法律案、第四、保税工場法案ヲ一括シテ第
一讀會ヲ開キマス、武内政府委員
第三 保税倉庫法中改正法律案（政府
提出）第一讀會
保税倉庫法中改正法律案
第一條中「外國ニ輸出スヘキ」ヲ「命令
定ムル所ニ依リ」ニ改ム
第一條ノ二 保税倉庫ニ於テハ稅關長人
許可シタル範圍内ニ於テ貨物ノ改装、
仕分其ノ他ノ手入ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ手入ノ材料トシテ内
國貨物ヲ外國貨物ニ、外國貨物ヲ内國
貨物ニ使用セムトスルトキハ稅關ノ承
認ヲ受クヘシ

リ庫入ノ際税關ノ検査ヲ受ク
ニ付テハ其ノ金銭ハ現、車入

○副議長・小泉又次郎君、御異議ナイト認マス、仍テ日程第三、保稅倉庫法中改正法律案、第四、保稅工場法案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、武内政府委員

第三、保稅倉庫法中改正法律案（政府提出）第一讀會

保稅倉庫法中改正法律案

第一條中「外國ニ輸出スヘキ」ヲ「命令ノ定ムル所ニ依リ」ニ改ム。

第一條ノ二、保稅倉庫ニ於テハ稅關長ノ許可シタル範圍内ニ於テ貨物ノ改装ハ仕分其ノ他ノ手入ヲ爲スコトヲ得。前項ノ場合ニ於テ手入ノ材料トシテ内國貨物ヲ外國貨物ニ、外國貨物ヲ内國貨物ニ使用セムトスルトキハ稅關ノ承認ヲ受クヘシ。

第三條 保稅倉庫ニ藏置シタル外國貨物ノ輸入税ハ輸入ノ時ノ性質及數量ニ依リ之ヲ徵收ス但シ命令ノ定ムル所ニ依

前項ノ検査ヲ受ケタル外國貨

○副議長小泉又次郎君　御異議ナイト認マス、仍ナ日程第十三、保税倉庫法中改正法律案、第四、保税工場法案ヲ一括シテ第三讀會ヲ開キマス、武内政府委員

第三　保税倉庫法中改正法律案（政府提出）第一讀會

保税倉庫法中改正法律案

第一條中「外國ニ輸出スヘキ」ヲ「命令ノ定ムル所ニ依リ」と改ム

第一條ノ二　保税倉庫ニ於テハ稅關長ノ許可シタル範圍内ニ於テ貨物ノ改裝仕分其ノ他ノ手入ヲ爲スコトヲ得前項ノ場合ニ於テ手入ノ材料トシテ内貨物ヲ外國貨物ニ、外國貨物ヲ内國貨物ニ使用セムトスル下キハ稅關ノ承認ヲ受クヘシ

第三條　保税倉庫ニ置シタル外國貨物ノ輸入稅ハ輸入ノ時ノ性質及數量ニ依リ之ヲ徵收ス但シ令ノ定ムル所ニ依リ庫入ノ際稅關ノ検査ヲ受ケタルモノニ付アハ其ノ輸入稅ハ庫入ノ時ノ性質及數量ニ依リシテ徵收ス

税關ノ承認ヲ經テ滅却セラハ其ノ現存スル部分ニ付輸

○副議長 小泉又次郎君 御異議ナイト認
メマス、仍ナ日程第二、保税倉庫法中改正
法律案、第四、保税工場法案ヲ括シテ第
一讀會ヲ開キマス、武内政府委員
第三 保稅倉庫法中改正法律案（政府
提出）第一讀會
保稅倉庫法中改正法律案
第一條中「外國ニ輸出スヘキ」ヲ「命令
定ムル所ニ依リ」ニ改ム
第一條ノ二 保稅倉庫ニ於テハ稅關長ノ
許可シタル範圍内ニ於テ貨物ノ改装、
仕分其ノ他ノ手入ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ手入ノ材料トシテ内
國貨物ヲ外國貨物ニ、外國貨物ヲ内國
貨物ニ使用セムトスル下キハ稅關ノ承
認ヲ受クヘシ
第三條 保稅倉庫ニ藏置シタル外國貨物
ノ輸入稅ハ輸入ノ時ノ性質及數量ニ依
リ之ヲ徵收ス但シ命令ノ定ムル所ニ依
リ庫入ノ際稅關ノ検査ヲ受ケタルモノ
ニ付テハ其ノ輸入稅ハ庫入ノ時ノ性質
及數量ニ依リ之ヲ徵收ス
前項ノ検査ヲ受ケタル外國貨物カ其ノ
藏置中灾害ニ因リ滅失若ハ變質シ又ハ

質及数量ニ依リ輸入税ヲ徵收ス

第五條、第十八條、第二十四條及第二十

六條中「主務大臣」ヲ「税關長」ニ改ム

第五條ノ二 保税倉庫ニ貨物ヲ庫入シ又

ハ保税倉庫ヨリ貨物ヲ庫出セムトスル

トキハ税關ノ許可ヲ受クヘシ

第七條中「滿二箇年」ヲ「三年」ニ改ム

第九條中「當該官廳」及「政府」ヲ「税關」ニ

改ム

第一章中第九條ノ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第九條ノ二 保税倉庫ニ藏置シタル貨物

カ藏置期限ヲ超過スルモ引取ラレサル

トキハ税關ハ利害關係者ノ費用及危險

ノ負擔ニ於テ其ノ貨物ヲ徵收ス

主ヨリ其ノ輸入税ヲ徵收ス

第九條ノ三 税關長ハ取締上必要アリト

認ムルトキハ藏置貨物ノ手入ノ停止又

ハ庫出ヲ命シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲ス

コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ貨物ノ庫出ヲ命セラ

レタル者之ヲ庫出セサルトキハ税關ハ

其ノ者ノ費用及危險ノ負擔ニ於テ其ノ

貨物ヲ收容スルコトヲ得

第九條及第二十七條中「當該官廳」ヲ

「税關長」ニ改ム

第二十三條 削除

第三十條中「主務大臣」ヲ「税關長」ニ、「重

罪輕罪ノ刑」ヲ「禁錮以上ノ刑」ニ改ム

第三十一條 第一條ノ二ノ規定ニ違反シ

テ貨物ノ手入ヲ爲シ又ハ貨物ヲ使用シ

タル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ料金ニ

處ス

一百圓以下ノ罰金又ハ料金ニ處ス

一 許可ヲ受クシテ保税倉庫ニ貨物

ヲ庫入シ又ハ保税倉庫ヨリ貨物ヲ庫

出シタル者

二 認可ヲ受クシタル貨物保管規則ニ依

ラスシテ貨物ノ取扱ヲ爲シ又ハ認可

ヲ受ケサル庫敷料ヲ徵シタル者

三 第二十五條ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ又

ハ忌避シタル者

第三十三條 私設保税倉庫ノ庫主又ハ輸

出若ハ輸入ノ業ヲ營ム者ノ代理人又ハ

使用人カ其ノ業務ニ關シ第三十一條又

ハ前條ノ規定ニ依リ處罰セラルヘキト

キハ其ノ庫主又ハ營業者ヲ處罰ス但シ

庫主又ハ營業者カ其ノ代理人又ハ使用

人ノ監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルコ

トヲ證明スル場合及税關貨物取扱人カ

貨物ノ取扱ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ

在ラズ

税關貨物取扱人ノ代理人、雇人其ノ他ノ

從業者カ其ノ業務ニ關シ第三十一條又

ハ前條ノ規定ニ依リ處罰セラルヘキト

キハ税關貨物取扱人ヲ處罰ス

第三十四條 前條ノ場合ニ於テ庫主、營

業者又ハ税關貨物取扱人カ未成年者又

ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人

ヲ處罰ス但シ業務ニ關シ成年者ト同一

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

第三十四條ノ二 本法ヲ犯シタル者ニハ

刑法第三十八條第三項但書、第三十九

條第二項、第四十條、第四十一條、第九

六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス但

シ第三十二條第三號ノ罪ヲ犯シタル者

ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條ノ三 犯則事件ノ調査及處分

ニ關シテハ税關法ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前主務大臣カ私設保税倉庫、藏

置貨物ノ種類、貨物保管規則又ハ庫敷料

ニ付爲シタル特許、認可ノ其他ノ處分ハ

稅關長ノ爲シタル特許、認可其ノ他ノ處

分トシテ本法施行後仍其ノ效力ヲ有ス

本法施行前ヨリ引續キ保税倉庫ニ藏置シ

タル貨物ニ付テハ其ノ藏置期限ハ最初ノ

仍從前ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

第三十二條 左ノ各號ノ一二該當スル者

一 許可ヲ受クシテ保税倉庫ニ貨物

ヲ庫入シ又ハ保税倉庫ヨリ貨物ヲ庫

出シタル者

二 認可ヲ受クシタル貨物保管規則ニ依

ラスシテ貨物ノ取扱ヲ爲シ又ハ認可

ヲ受ケサル庫敷料ヲ徵シタル者

三 第二十五條ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ又

ハ忌避シタル者

第四 保税工場法(政府提出)

第一讀會

保税工場法案

保税工場法

第一條 保税工場ハ外國貨物ニ加工シ若

ハ之ヲ原料トシテ製造ヲ爲シ又ハ外國

貨物ノ改裝、仕分其ノ他ノ手入ヲ爲ス

ト看做ス

ノ罰金又ハ料金ニ處ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム假

置場法ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リテ特許セラレタル私設假置場

ハ之ヲ本法ニ依リテ特許セラレタル私設

保稅工場ト看做シ舊法ニ依リテ認可セラ

レタル貨物藏置規則及庫敷料ハ之ヲ本法

ニ依リテ認可セラレタル使用規則及使用

料ト看做ス

第十三條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ

百圓以下ノ罰金又ハ料金ニ處ス

二 許可ヲ受ケサル使用料ヲ徵シタル者

トヲ移入シ又ハ保税工場ヨリ貨物ヲ移

出シタル者

三 認可ヲ受ケタル使用規則ニ依ラズ

シテ保税工場ヲ使用セシメ又ハ認可

ヲ受ケサル使用料ヲ徵シタル者

トヲ證明スル場合及税關貨物取扱人カ

ラルベキトキハ其ノ特許ヲ受ケタル者

又ハ營業者ヲ處罰ス但シ特許ヲ受ケタ

ル者又ハ營業者ガ其ノ代理人又ハ使用

人ノ監督ニ付相當ノ代理人又ハ使用

人ノ代理人又ハ使用者ガ其ノ業務ニ關シ

ニシテ作業ノ際其ノ原料ニ付稅關ノ檢

查ヲ受ケタルモノノ輸入税ハ命令ノ定

ムル所ニ依リ検査ノ時ノ原料ノ性質及

數量ニ依リ之ヲ徵收ス

前項但書ノ場合ニ於テハ徵收スベキ輸入税ト看做ス

テ、今後更ニ一層其機能ヲ發揮セシムル所
ノ必要ヲ認メマスルガ故ニ、其名實ヲ相一
致セシムルニ在ルノデアリマス、而シテ本
案ノ内容ト致シマシテハ、第一ニ保稅工場
ニ於テ加工貿易ヲ加へマシタ
外國貨物ヲ内地ニ輸入し、其他ノ致業ス場合ニ於キ
シテ、現行法ハ輸入ノ時、性質及數量ニ依
テ課稅スル制度、所謂製品課稅主義ヲ採
用ル事居ノデアリマスカ、其結果ハ豫期セザ
レ事情ニ依テ、製品ノ一部ヲ内地ニ輸入セ
ントスル場合ニ、其輸入稅ノ負擔ヲ増加ス
ルコト、ナリ、爲ニ製品全體ノ生産費ヲ高
メマシテ、延イテ加工貿易ヲ阻害スル如キ
結果ヲ招來スルハ虞ガアルノデアリマス、
仍テ本邦ノ輸入弊除キ、當業者ニ考慮致シ
與ヘル趣旨ヲ以テ、専定ノ物品ニ對シマシ
テハ、例外的ニ其原料ニ課稅シ得ルコト、
致シマスルト同時ニ、他面原料課稅ノ内地
產業ニ及ボス影響ヲ考慮致シマシテ、此種
ノ課稅品ニ付テハ、保稅工場ヲ利用セザル
モノ、課稅上ノ權衡ヲ保タシムル爲ニ、其
原料ノ輸入稅ニ對スル利子額ヲ微スル等、
適當ノ措置ヲ講スルコト、致シタノデアリ
マス、第一ニ貨物ノ置き場間ヲ六箇月間置
長シテ一年トシ、第三ニ保稅工場ノ設置其
他ニ關スル商手續ヲ簡単ナラシムルコトヲ
以テ主要ナル事項ト致シマス、之ヲ要シマ
スルニ、兩法案ハ努力メテ本邦ノ貿易及商取
引等ノ實情ニ適應セシメントスルト同時
ニ、關稅取締上支障ナキ限りハ、手續其他
ノ之ニ關スル當業者ノ負擔ヲ成ベク輕減致
シ、以テ我が貿易ノ振興ニ寄與セントスル
趣意ヲ以テ擬案致シタ次第アリマス、
卒御賛同ノ主運ニ御賛賛ヲ與ヘラエンコト
ヲ希望致シマス（拍手）
○副議長（小泉又次郎君）　日程第五、右各
案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト
致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ
御異議ナイト認メマス — 政府モ同意セラ
レマシタ、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、
即チ日程第三十五、大正十二年法律第五十
二號中改正法律案ノ第一讀會ノ續(開キ)
委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長神原經武
君
第三十五 大正十二年法律第五十二號
中改正法律案(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關ス
ノ資格ニ關スル件)(横山勝太郎君外八名提出)
八名提出) 第一讀會ノ續(委員長報呈)
報告書
**一大正十二年法律第五十二號中改正法律
案(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關ス
ル件)(横山勝太郎君外八名提出)**
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及滿告候也
昭和二年三月十一日
衆談院議長柏谷義三殿 委員長 神原 經武
(小字及
ス
前項ノ規定ニ依ル試験ノ筆記試験ニ合格シ
タル者ハ翌年ニ限り其ノ筆記試験ヲ免ス
左ノ一項ヲ加フ
第一項中「本法施行後五年内」ヲ「昭和七
年十二月三十一日迄」ニ改メ司項ノ次ニ
ス
大正十二年法律第五十二號中左ノ通改正
ス
第一項中「本法施行後五年内」ヲ「昭和七
年十二月三十一日迄」ニ改メ司項ノ次ニ
左ノ一項ヲ加フ
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(神原經武君登壇)
附則
○神原經武君
二號中改正法律案ニ付キマシテ、委員會ノ
経過ト結果ヲ御報告致シマス、委員會ニ於
キマシテハ審議ノ未ニ、本改正案ノ第一項
ヲ削除スルコトヲ修正決議ヲ致シマシテゴ
ガイマス、此第二項ヲ削除致スコトヲ決議
致シマシタノハ、政府委員ノ説明ニ依リマ
スルト、既ニ此種ノ試験制度ノ改訂ノ計画
サレテ居リマシテ、其改正案カ不日制定公
布セラレントスル運ビニ進ンデ居ル趣デア
リマス、而シテ其改正案ニ依リマスルト、
單リ辯護士ニ限ラズ、筆記試験ニ及第致シ
マシタ者ハ、翌年ニ於テ其筆記試験ヲ免除
スルシタ者ハ、ニナシテ居ルサウデアリマス、隨テ
スルシタ者ハ、ニナシテ居ルサウデアリマス、
特ニ轉護士ニナシテ居ルサウデアリマス、
置ク必要ガナカラウト云フ政府委員ヨリ注
意的説明ヲ受ケタノデアリマス、委員會ハ
其政府委員ノ説明ヲ信用致シマシテ、即チ
此第二項ヲ削除スルコトニナシタノデアリ

衆議院議事速記録第二十五號中正誤		正誤	
頁	段	行	誤
五 六 四	四 三 一〇	二四 微笑 神韻	正 美體 神韻
六 二 一	一 一	一二 一	式昌 鈞
六 二 八	四 一	二月十四日	武昌 二月二十四日
六 二 九	一	午後六時九分散會	第一